

7. 子ども・子育て支援



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

子ども・子育て支援（1）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 児童福祉	208				
(1) こどもまんなか 児童福祉週間	208			○	
(2) 児童手当の支給	209	○	○	○	
(3) 子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター事業）	210	○	○	○	
(4) 要保護児童対策地域協議会	210			○	
(5) 出産・子育て応援事業	211	○	○	○	
(6) 子育て支援センター	211				
ア. 子育て何でも相談	211	○	○	○	
イ. 子育てサロン	212	○	○	○	
ウ. 情報提供	212	○	○	○	
(7) つどいの広場「こどもーる」	212				
ア. 利用状況	213	○	○	○	
イ. 相談件数	214	○	○	○	
(8) 利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）	214	○	○	○	
(9) 屋内こども広場	216	○	○	○	
(10) 子育て支援施設（きらきらぼし）	216	○	○	○	
(11) ファミリーサポートセンター事業	216	○	○	○	
(12) 子育て世帯訪問支援事業	217	○	○	○	
(13) 助産施設、母子生活支援施設入所	217	○	○	○	
(14) 子ども医療費助成事業	218		○	○	
2. 母子（父子）福祉	218				
(1) ひとり親家庭などの相談	218			○	
(2) 母子福祉団体への助成	219			○	
(3) 手当の支給	219				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	「こどもまんなか 児童福祉週間」実施要領	S22.	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	児童手当法	S47. 1	〃
全ての妊産婦・ 子育て世代・子 ども	児童福祉法 母子保健法	R 6. 4	すくすく子育て課
	児童福祉法 大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱	H18. 3	〃
妊婦・養育者	大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱	R 5. 1	〃
	大和市子育て支援センター事業規則	H11.12	こども総務課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	大和市つどいの広場こどもーる事業要綱	H19.10	こども総務課
	〃	〃	〃
	子ども・子育て支援法	H27. 7	ほいく課
	大和市屋内こども広場条例	H28.11	〃
	大和市子育て支援施設条例	H30. 4	〃
	児童福祉法 子ども・子育て支援法 大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	H23.10	すくすく子育て課
	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大和市養育支援訪問事業実施要綱	H18. 6	〃
	児童福祉法	S57. 4	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市子ども医療費助成条例	H 7.10	〃
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S34.	こども総務課
	大和市補助金交付規則	S52.	〃

子ども・子育て支援 (2)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
ア. 児童扶養手当	219	○		○	
イ. ひとり親家庭等家賃助成事業	220			○	
(4) 資金貸付	221				
ア. 母子・父子福祉資金貸付	221	○	○		
イ. 寡婦福祉資金貸付	222	○	○		
(5) ひとり親家庭等医療費助成事業	225		○	○	
(6) 母子家庭等自立対策支援事業	226				
ア. 自立支援教育訓練給付金	226	○		○	
イ. 高等職業訓練促進給付金等	226	○		○	
ウ. 特定高等職業訓練促進給付金	227		○		
エ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	227	○		○	
(7) その他	227				
ア. JR定期乗車券の購入時の割引	227	/	/	/	/
イ. 水道料金の減免	227	/	/	/	/
ウ. たばこの小売販売業の許可基準の緩和	227	/	/	/	/
エ. 遺族年金	228	/	/	/	/
オ. 寡婦年金・死亡一時金	228	/	/	/	/
カ. 税の軽減	228	/	/	/	/
3. 子どもの発達相談支援	229				
(1) 相談	229			○	
(2) 訓練・支援	230				
ア. 個別支援	230			○	
イ. グループ支援	230			○	
(3) 地域支援	231				
ア. 地域施設等への支援	231	○	○	○	
イ. 市民に対する普及・啓発	231			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	児童扶養手当法	S37. 1	こども総務課
0歳～20歳未満	大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例	S49. 4	//
0歳～20歳未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S40. 3	こども総務課
	//	//	//
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例	H 4. 4	//
0歳～20歳未満	大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	H16. 4	こども総務課
	大和市高等職業訓練促進給付金等実施要綱	//	//
	神奈川県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	R 6. 4	//
	大和市ひとり親家庭等高等学校卒業認定試験合格支援事業実施要綱	H27.10	//
	東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則	S62. 4	こども総務課
	神奈川県県営上水道条例施行規則	S51. 4	水 道 局
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S39. 7	日本たばこ産業(株)
	国民年金法		保 険 年 金 課 年 金 事 務 所
	//		//
	所得税・地方税法		市 民 税 課 税 務 署
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	//	//	//
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	//	//	//

子ども・子育て支援 (3)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(4) 他業務への職員派遣	231				
ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加	231			○	
イ. ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会への参加	231			○	
(5) 児童通所サービス等について (児童福祉法)	232	○	○	○	
4. 保育所	232				
(1) 保育所定員数及び入所者数	232			○	
(2) 管理運営等	233				
ア. 保育時間	233			○	
イ. 障がい児保育	235			○	
ウ. 給食業務	237			○	○
エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険	239			○	
オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済	239			○	
カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん	240			○	
キ. 地域育児センター事業	240			○	
ク. 一時預かり事業	244	○	○	○	
ケ. 休日保育	246	○	○	○	
コ. 病児保育事業	247	○	○	○	○
(3) 保育所の運営費等	247	○	○	○	○
(4) 民間保育所等運営費補助金	251	○	○	○	○
(5) 私設保育施設 (認可外保育施設) 助成	252				
ア. 届出保育施設助成	252	○	○	○	
イ. 認定保育施設助成	252			○	
(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付	253	○	○	○	
(7) 公立保育所の整備状況	254			○	
(8) 私立保育所の整備状況	255			○	
5. 幼稚園	259				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	教育委員会指導室
	〃	〃	〃
0歳～18歳	児童福祉法 大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則	H24. 4	すくすく子育て課
0歳～5歳	児童福祉法	S22.12	ほ い く 課
0歳～5歳			〃
0歳～5歳	大和市保育所設置条例施行規則	S62. 3.26	〃
0歳～5歳	〃		〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳		S62.12. 6	〃
0歳～5歳		H16.10. 1	〃
0歳～5歳	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	H13.10. 1	〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳	大和市地域育児センター事業実施要領	H21. 4. 1	〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳			〃
0歳～ 小学6年生	病児保育事業実施要綱	H19. 3	〃
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	H27. 4. 1	〃
0歳～5歳	大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱	〃	〃
0歳～5歳	大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱	H14.10. 1	ほ い く 課
0歳～3歳	大和市認定保育施設事業実施要綱 大和市認定保育施設補助金交付要綱		〃
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元.10. 1	〃
0歳～5歳			〃
0歳～5歳	大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱 大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱		〃

子ども・子育て支援（４）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付	259				
ア. 私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成	259	○	○	○	
イ. 幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成	259	○	○	○	
(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金	259				
ア. 補助対象幼稚園等	260			○	
イ. 補助額	260			○	
ウ. 補助対象児童数	260			○	
(3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金	260			○	
(4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金	260	○	○	○	
(5) 一時預かり支援事業補助金	260			○	
6. 認定こども園	261				
(1) 幼保連携型認定こども園	261		○		
(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	261		○		
(3) 市内の認定こども園の整備状況	262	○		○	
(4) 定員数及び入所者数	262			○	
7. 地域型保育事業	262				
(1) 小規模保育事業	263			○	
(2) 市内の小規模保育事業の整備状況	263	○		○	
(3) 定員数及び入所者数	265			○	
8. 子どもの保健・衛生	265				
(1) 母子保健	265				
ア. 健康診査	265				
(ア) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	265	○		○	
(イ) 産後健康診査	265	○		○	
(ウ) 新生児等聴覚検査	265			○	
(エ) 4か月児健康診査（集団健診）	266			○	
(オ) 8か月児健康診査（個別健診）	266			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
3歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元.10. 1	ほ い く 課
	//	//	//
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S60. 4. 1	ほ い く 課
	//	//	//
	//	//	//
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S43. 4. 1	//
3歳～5歳	//	H26. 4. 1	//
3歳～5歳	//	H27. 4. 1	//
0歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～5歳	//	H29. 4. 1	//
0歳～5歳 3歳～5歳	大和市認定こども園整備事業補助金交付要綱	H27. 4. 1	//
0歳～5歳 3歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	//	//
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～2歳	大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱	//	//
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	//	//
妊婦	母子保健法	H 9. 4	すくすく子育て課
産婦	//	H 2. 4	//
3か月児未満	//	R 5. 4	//
4か月児	//	H 9. 4	//
8か月～ 10か月児	//	//	//

子ども・子育て支援（5）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
(カ) 1歳6か月児健康診査	266			○	
(キ) 3歳6か月児健康診査（集団健診）	267			○	
(ク) 乳幼児健康診査等経過相談	267			○	
イ. 母子保健相談指導	267			○	
(ア) 妊娠届の受付及び親子（母子）健康手帳の交付	267			○	
(イ) 母親父親（プレママ・パパ）教室	268			○	
(ウ) やまとイクメン講座	268			○	
(エ) 離乳食（もぐもぐ）教室	268			○	
(オ) 幼児（1歳児育児）教室	268			○	
(カ) 幼児食（おべんとう）教室	268			○	
(キ) 定例育児相談（電話相談等随時相談除く）	268			○	
(ク) おやこ教室	269			○	
(ケ) 2歳児歯科相談	269			○	
(コ) 子育て何でも応援メール配信	269	○	○	○	
(サ) 食育講演会	269			○	
(シ) 低体重児育児支援教室（ちびっこピクニック）	269			○	
ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導	270	○	○	○	
エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業	270			○	
オ. 不妊治療（先進医療）費助成事業	270		○	○	
カ. 不育症治療費助成事業	271			○	
キ. 出産費用助成事業	271			○	
ク. 未熟児養育医療給付事業	271	○	○	○	
ケ. 産後ケア事業	271	○		○	
9. 青少年健全育成	273				
(1) 青少年健全育成都市宣言推進事業	273				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
1歳6か月～ 1歳8か月児	母子保健法	S53.	すくすく子育て課
3歳6か月～ 3歳8か月児	//	H 9. 4	//
乳幼児	//	R 6. 4	//
妊産婦・乳幼児	//	S54. 5	//
妊婦	//	S54.	//
初めて父母と なる方	//	H 4.	//
これから父とな る方とその妻	//	H26.	//
4か月～8か月児 と保護者	//	H 7.	//
1歳0か月～ 1歳3か月児と 保護者	//	H25. 4	//
就学前の3歳 以上の幼児と 保護者	//	H21.	//
乳幼児と保護者	//	S53.	//
1歳6か月～ 2歳6か月児と 保護者	//	H22. 4	//
2歳0か月～ 2歳11か月児と 保護者	//	H 9.	//
妊産婦・乳児の 保護者等	//	H29. 7	//
乳幼児と保護者	母子保健法 食育推進計画	H27. 4	//
乳幼児と保護者	母子保健法	H25.	//
妊産婦・乳幼児	母子保健法 児童福祉法	H 9. 4	//
4歳～5歳児と 保護者	大和市永久歯萌出期歯科保健事業補助金交付要綱	H 1. 4	//
不妊治療が 必要な夫婦	大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱	R 6. 4	//
不育症治療が 必要な夫婦	大和市不育症治療費助成事業実施要綱	H23.10	//
第3子以降を 出産した保護者	大和市出産費用助成事業実施要綱	H26.10	//
0歳	大和市養育医療に関する規則	H25. 4	こども総務課
産後4か月まで の産婦と乳児	大和市産後ケア事業費用助成実施要綱	R 2. 4	すくすく子育て課

子ども・子育て支援（6）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
ア. 青少年問題協議会	273			○	
イ. 都市宣言関連事業	274			○	
(2) 児童館管理運営事業	274			○	
(3) こども食堂支援事業	277	○		○	
(4) 放課後児童クラブ事業	278				
ア. 公営及び委託民営放課後児童クラブ	278	○	○	○	○
イ. 民営放課後児童クラブ	279	○	○	○	○
(5) 親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）	279		○	○	
(6) こども体験事業	280		○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	地方青少年問題協議会法 大和市附属機関の設置に関する条例 大和市青少年問題協議会規則	S49. 4	こども青少年課 みらい課
		//	//
6歳～16歳未満、 付添人のある 0歳～6歳未満	大和市児童館条例 大和市児童館条例施行規則	S48. 1	//
0歳～18歳未満 と保護者	大和市こども食堂支援事業補助金交付要綱	H29. 1	//
小学校1年生 ～6年生	児童福祉法 大和市放課後児童クラブ事業条例 他	S60. 1	こども青少年課 みらい課
小学校1年生 ～6年生	//	//	//
18歳未満の子どもとその保護者 又は成人責任者。（チーム内に市内在住、在学、在勤者を含む）	大和市親子ナイトウォークラリー実施要領	S58. 4	//
	こども体験事業実施要領	H26. 4	//

子ども・子育て支援

1. 児童福祉

児童福祉法における児童とは18歳に満たない者をいい、児童を次のように分けている。

- ◎ 乳児・・・満1歳に満たない者
- ◎ 幼児・・・満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ◎ 少年・・・小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

大和市こども計画

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月、こども施策を総合的に推進するため、国は「こども基本法」を施行した。そして同年12月に「こども大綱」を閣議決定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本的な方針等が示された。

こども基本法において、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めること、また、既存の各法令に基づくこども施策に関する計画と一体のものとして作成することができる、とされていることから、第2期大和市子ども・子育て支援事業計画（ハートンプラン）の計画期間終了に伴い、市では、ニーズ調査やこどもの意見聴取を行い、「大和市子ども・子育て会議」での意見を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画など、こども施策に関連した計画を包含した「大和市こども計画」を令和7年3月に策定した。

大和市子ども・子育て会議

委員の構成 教育・保育・保健福祉等の事業に従事する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、事業主代表、労働者代表、関係行政機関の職員、市民公募会議等の開催 令和6年度 開催数 8回

(こども総務課政策調整係)

(1) こどもまんなか 児童福祉週間

こども家庭庁は、5月5日から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけている。期間中、こども総務課窓口他で標語を印刷した啓発物品を配布する。

標語 令和7年度 「いつだって まんまるまんなか こどもたち」
令和6年度 「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」
令和5年度 「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」
令和4年度 「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

(こども総務課政策調整係)

(2) 児童手当の支給

家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している父母等に児童手当を支給する。

令和6年10月分(12月支給分)から、所得制限の廃止、高校卒業相当年齢までの支給期間の延長、第3子以降の手当額の増額(第3子以降の多子加算のカウント対象を22歳年度末までに延長)を行う制度改正が実施された。

また、支払回数が年3回から隔月(偶数月)の年6回に変更となった。

① 児童手当手当額(月額)

令和6年9月分まで

児童の年齢	第1子・第2子	第3子	特例給付
3歳未満	15,000円	15,000円	5,000円
3歳以上～小学生	10,000円	15,000円	
中学生	10,000円	10,000円	

令和6年10月分から

児童の年齢	第1子・第2子	第3子	特例給付
3歳未満	15,000円	30,000円	-
3歳以上～高校生年代	10,000円		

② 支給対象 高校卒業相当年齢までの児童(18歳(令和6年9月分(10月支給分)までは15歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。)を養育している父母等

③ 支給月 4月、6月、8月、10月、12月、2月(6月、10月、12月から変更)

④ 児童手当・特例給付受給者数及び支給対象児童数

	4		5		6			
					2月分～9月分		10月分～1月分	
	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数	受給者数	支給対象児童数
児童手当(被用者)	12,979	20,487	12,728	20,017	12,308	19,370	17,221	27,779
児童手当(非被用者)	2,695	4,263	2,741	4,300	2,622	4,120	3,190	5,247
特例給付(被用者)	1,227	1,875	1,331	2,020	1,375	2,108	-	-
特例給付(非被用者)	69	99	42	70	61	100	-	-
合計	16,970	26,724	16,842	26,407	16,366	25,698	20,411	33,026
支給額(円)	3,490,590,000		3,425,125,000		3,892,310,000			

(手当医療係)

子ども・子育て支援

(3) 子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター事業）

児童福祉法に基づき、妊娠を考えたときから妊娠・出産・子育て期に切れ目ない相談支援を実施し、安心して妊娠・子育てができる環境をつくることを目的として実施。

「親子（母子）健康手帳」の交付時に、すべての妊婦との面接を実施。電話や来所による相談により、妊産婦や乳幼児等の状況を把握し適切な助言や必要な支援に繋がるよう専門職が対応。

	4	5	6
電話相談延べ件数	1,600	1,451	1,326
来所相談延べ件数	200	240	274
妊娠届出面接延べ件数	1,837	1,859	1,747
合計	3,637	3,550	3,347

（母子保健係、家庭こども相談係）

児童虐待をはじめ支援が必要な子育て家庭や妊産婦に対し、関係機関と連携して相談支援を行う。

養護相談

	4		5		6	
	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数
虐待	410	2,127	414	1,705	476	2,301
その他	212	1,244	241	918	175	549
合計	622	3,371	655	2,623	651	2,850

（家庭こども相談係）

(4) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見やその適切な保護及び支援を図るため、児童相談所や警察、保育所や幼稚園等の関係機関等がその子どもや家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために、平成17年度に要保護児童対策地域協議会を設置した。

協議会の開催（令和6年度）

代表者会議 1回

実務者会議 2回

実務者地区会議 12回

（家庭こども相談係）

(5) 出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。

	4	5	6
出産応援ギフト支給件数	2,637	2,106	1,851
子育て応援ギフト支給件数	1,396	1,893	1,825

※遡及対象者（令和4年4月1日～事業開始前までに妊娠届を提出した妊婦、出生した児の養育者）含む。

（母子保健係）

(6) 子育て支援センター

子育て家庭の育児不安を解消するため、育児相談・子育てサロン・子育てサークル育成等を行い、地域の中でゆとりをもって育児が楽しめる環境をつくる。

また、地区民児協やボランティアグループの支援活動に対し、スタッフを派遣し、連携を図るための情報交換を行う。

令和5年度から「社会福祉法人敬愛会」が指定管理者として運営している。

ア. 子育て何でも相談

来所、電話、FAX等により子育てに関するあらゆる相談に支援センタースタッフが応じる。

利用状況 (単位：件)

	4	5	6
発育発達	209	186	252
生活習慣	171	196	251
健康	73	108	94
家庭	73	116	160
育児・しつけ	184	186	299
その他	205	192	233
合計	915	984	1,289

※令和4年度は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会が管理運営

（こども総務課政策調整係）

子ども・子育て支援

イ. 子育てサロン

支援センターを開放し、親子の交流の場、親同士の交流の場とする。(令和6年度293日開設)

※まごころ地域福祉センター中規模改修のため、令和5年8月1日から令和6年2月29日まで、桜丘学習センターにて子育てサロンを実施。

利用状況

(単位：人)

	4	5	6
0歳	1,024	999	1,974
1歳	760	799	1,648
2歳	562	282	789
3歳	195	164	328
4歳	131	105	151
5歳	45	35	101
6歳 その他	34	9	17
保護者	2,300	2,093	4,370
合計	5,051	4,486	9,378
1日平均	17.2	15.3	32.0

※令和4年度は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会が管理運営

(こども総務課政策調整係)

ウ. 情報提供

子育て支援センターだより、利用促進のための周知チラシ及び子育て情報誌(冊子版及び電子書籍版)の発行、参考図書の貸し出しを行う。

(こども総務課政策調整係)

(7) つどいの広場「こどもーる」

子育て親子が気軽に集え、相談ができ、子育て情報を得られる施設をつどいの広場「こどもーる」として運営している。

大和市こどもーる中央林間	場所	市民交流拠点ポラリス プレイルーム内
	時間	午前9時～午後5時 (日・土・年末年始を除く市民交流拠点ポラリスの開館日)
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア
大和市こどもーる鶴間	場所	イオンモール大和4階 ライトコート入口
	時間	午前10時～午後6時(年末年始を除くイオンモール大和開店日)
	運営	特定非営利活動法人 地域家族しんちゃんハウス
大和市こどもーる大和	場所	こどもの城2階
	時間	午前9時～午後5時(年末年始を除く毎日)
	運営	社会福祉法人 県央福祉会
大和市こどもーる高座渋谷	場所	イオン大和店3階 モーリーファンタジー内
	時間	午前9時～午後2時 (日・月・木・土・年末年始を除くイオン大和店開店日)
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア

(こども総務課政策調整係)

ア. 利用状況

感染症等拡大防止のため、一部入替制で運営。

大和市こどもーる中央林間

(令和6年度256日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0歳	3,126	5,658	5,063
1歳	3,159	6,171	7,163
2歳	1,070	1,674	3,239
3歳	111	644	993
4歳	43	149	26
5歳	13	101	11
6歳	15	60	5
その他	7	47	3
保護者	6,960	14,028	16,271
合計	14,504	28,532	32,774
1日平均	56.4	111.5	128.0

大和市こどもーる大和

(令和6年度359日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0歳	2,872	3,721	4,021
1歳	4,309	5,598	5,428
2歳	1,944	2,153	2,309
3歳	72	712	1,045
4歳	6	4	2
5歳	0	1	9
6歳	1	4	7
その他	4	4	13
保護者	8,835	11,851	12,542
合計	18,043	24,048	25,376
1日平均	51.1	66.8	70.7

大和市こどもーる鶴間

(令和6年度359日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0歳	1,480	3,016	3,531
1歳	2,032	3,888	4,919
2歳	769	807	1,622
3歳	170	213	168
4歳	78	57	71
5歳	48	51	43
6歳	29	19	9
その他	35	50	7
保護者	4,332	7,731	9,407
合計	8,973	15,832	19,777
1日平均	25.0	44.0	55.1

大和市こどもーる高座渋谷

(令和6年度153日開設)

(単位：人)

	4	5	6
0歳	710	1,228	1,109
1歳	1,363	1,674	1,572
2歳	688	893	886
3歳	78	240	233
4歳	28	42	28
5歳	15	32	9
6歳	5	17	4
その他	3	3	4
保護者	2,598	3,867	3,559
合計	5,488	7,996	7,404
1日平均	35.4	52.3	48.4

(こども総務課政策調整係)

子ども・子育て支援

イ. 相談件数

大和市こどもーる中央林間 (単位：人)

	4	5	6
発達相談	987	959	1,101
生活習慣	433	565	728
健康	86	66	77
家庭	92	70	104
栄養	188	147	142
育児・しつけ	638	885	1,058
その他	196	59	34
合計	2,620	2,751	3,244

大和市こどもーる大和 (単位：人)

	4	5	6
発達相談	2,051	1,423	1,309
生活習慣	1,493	913	791
健康	984	442	408
家庭	1,027	439	332
栄養	786	406	306
育児・しつけ	1,586	1,239	1,597
その他	901	490	495
合計	8,828	5,352	5,238

大和市こどもーる鶴間 (単位：人)

	4	5	6
発達相談	542	557	515
生活習慣	459	522	439
健康	247	298	282
家庭	509	525	554
栄養	309	387	323
育児・しつけ	539	651	555
その他	46	24	14
合計	2,651	2,964	2,682

大和市こどもーる高座渋谷 (単位：人)

	4	5	6
発達相談	22	23	24
生活習慣	14	12	7
健康	1	5	1
家庭	5	8	6
栄養	108	111	90
育児・しつけ	16	28	37
その他	0	2	3
合計	166	189	168

(こども総務課政策調整係)

(8) 利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）

平成 27 年 7 月より、子どもの預け先など、それぞれの家庭のニーズに合った保育サービスの情報を提供する専門の相談員「保育コンシェルジュ」による相談業務を開始。

令和 7 年 4 月現在、大和市北部の大和市子育て支援施設(きらきらぼし)、中部①の大和市保健福祉センター、中部②のこどもの城、中部③の大和市文化創造拠点シリウス、南部のまごころ地域福祉センターの 5 か所にて相談を受けつけている。

保育コンシェルジュ相談件数

中部① 1回40分/1日6件の枠で相談を実施

北部・南部・中部②・中部③ 1回40分/1日4件の枠で相談を実施

(南部 まごころ地域福祉センターは令和5年8月から令和6年2月まで中規模改修工事に伴い一時休止。休止の間は、大和市文化創造拠点シリウスにて相談を実施)

北部(実施場所:大和市子育て支援施設(きらきらぼし))

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	30	35	22	45	43	52	62	37	11	19	21	28	405
5	36	34	36	35	39	46	49	24	6	17	19	14	355
6	20	30	34	24	26	33	54	10	8	21	16	14	290

中部①(実施場所:大和市保健福祉センター)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	42	49	67	47	48	58	48	40	17	38	31	39	524
5	38	73	68	51	59	86	109	36	21	29	20	45	635
6	42	54	51	55	48	73	88	34	12	40	29	26	552

中部②(実施場所:こどもの城)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	1	—	—	12	13	18	14	—	—	—	6	11	75
5	11	7	13	19	15	1	—	—	2	3	5	8	84
6	5	5	9	11	8	5	21	—	4	6	9	12	95

中部③(実施場所:大和市文化創造拠点シリウス)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	11	7	—	—	6	10	13	—	47
6	7	5	8	7	7	8	7	—	7	8	6	6	76

南部(実施場所:まごころ地域福祉センター)

(単位:件)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
4	4	—	10	4	—	—	5	—	—	—	—	3	26
5	7	3	9	4	—	—	—	—	—	—	—	6	29
6	5	1	6	4	4	7	5	—	1	3	1	0	37

(利用調整係)

子ども・子育て支援

(9) 屋内こども広場

「屋内公園事業」と「保育施設事業」を展開する屋内こども広場を、文化創造拠点シリウス内において指定管理者が運営している。

			4	5	6
屋内公園事業	げんきっこ広場(人)	こども(3歳~小学校2年生)	27,442	39,140	43,585
		おとな	23,785	34,482	40,228
	ちびっこ広場(人)	こども(~2歳)	20,142	24,963	23,493
		おとな	23,043	28,674	26,842
保育施設事業	保育室(人)		1,433	1,935	2,078
	育児相談(件)		70	47	66

(保育指導係)

(10) 子育て支援施設(きらきらぼし)

幼稚園や認定こども園の教育時間の前後に預かり保育を実施し、当施設から幼稚園等へ通園バスが利用可能な「送迎ステーション事業」、保護者のリフレッシュなど理由を問わず預けることが可能な「託児事業」、保育士による無料の子育て相談など多様化する子育てニーズに応えた子育て支援施設を、中央林間東急スクエア内において指定管理者が運営している。

	4	5	6
送迎ステーション事業(月平均在籍人数)	38	33	34
託児事業(人)	2,534	3,584	2,948
子育て相談(件)	130	87	90

(保育指導係)

(11) ファミリーサポートセンター事業

仕事と子育ての両立支援など、子育て家庭における育児負担の軽減を図ることを目的とし、地域における子育て援助活動を支援し、保育園や小学校、放課後児童クラブ等の送迎、一時預かり、病児の預かりや病児保育室への送迎等を行うファミリーサポートセンター事業を実施している。

	4	5	6
活動回数	9,693	8,155	9,375
活動延べ時間	12,463	10,834	11,966

(家庭こども相談係)

(12) 子育て世帯訪問支援事業

(単位：回)

家事、育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援をしている（令和5年度までは養育支援訪問事業として実施）。

また、配食サービスを通じた見守り「こども宅食やまと」を実施している。

	4	5	6
育 児	162	472	167
家 事	0	0	18

(単位：食)

	4	5	6
こども宅食	855	487	230

(家庭こども相談係)

(13) 助産施設、母子生活支援施設入所

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的に入院助産を受けることができない場合、助産施設を利用して出産する。

また、18歳未満の児童がいる母子世帯の母が、生活上のいろいろな問題のために子どもの養育が十分にできないなど、母子ともに保護が必要な場合、母子生活支援施設に入所する。

助産施設入所実施件数

階 層 \ 年 度	4	5	6
A 生活保護法による被保護世帯	3	4	3
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	3	4	3
入 所 費 (円)	1,076,070	1,251,940	2,507,610
一件当たり入所費 (円)	358,690	312,985	835,870

母子生活支援施設入所実施件数

階 層 \ 年 度	4	5	6
A 生活保護法による被保護世帯	0	0	0
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	0	0	0
入所措置費 (円)	0	0	0
一件当たり入所措置費 (円)	0	0	0

(手当医療係)

子ども・子育て支援

(14) 子ども医療費助成事業

市内に住所があり、健康保険に加入している子どもが、病気やけがなどにより医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分を助成する。

助成内容

(令和6年4月1日現在)

対象者	助成内容
0歳～高校卒業年齢相当まで	通院・入院（所得制限なし）

※令和5年4月より所得制限を廃止した。

※令和5年8月より対象を高校卒業相当年齢まで拡大した。

対象者数と医療助成費の推移

	4	5	6
対象者数（人）	23,622	34,254	34,229
受診件数	338,431	495,390	542,055
医療助成費（円）	676,471,459	995,639,988	1,096,069,351

(手当医療係)

2. 母子（父子）福祉

◎ 母子（父子）家庭とは

夫（妻）と死別・離婚等により、現に配偶者のない女子（男子）が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいう。

◎ 寡婦とは

配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母親として20歳未満の子どもを扶養していたことのある者をいう。

(手当医療係)

(1) ひとり親家庭などの相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなどひとり親家庭の福祉の増進に努めている。

種類別相談件数

	4	5	6
生活一般相談(住宅・医療・就職)	2,069	1,829	1,821
児童相談(養育・教育・就職)	303	320	287
生活援護相談(資金・年金・手当・保護)	1,372	1,195	1,049
その他の相談(福祉施設の利用等)	19	28	44
合計	3,763	3,372	3,201

(手当医療係)

(2) 母子福祉団体への助成

大和市母子寡婦福祉会「むぎの穂」に対して
会員相互の親睦と相扶共済を図り生活の向上
と母子寡婦福祉の充実を目的として助成して
いる。

	4	5	6
会員世帯数	67	64	48

① 助成額 74,000 円（令和 6 年度助成額）

② 主な活動 大和市母子寡婦福祉会では、母子の集い、新年会、募金活動等により会員相互の親睦
を図っている。

（手当医療係）

(3) 手当の支給

父母の離婚、父又は母の死亡などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、児童扶養手当を支給することにより母子世帯、父子世帯等の生活の安定と児童の福祉の増進を図る。

（手当医療係）

ア. 児童扶養手当

(ア) 児童扶養手当支給要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 父母が婚姻を解消した児童② 父又は母が死亡した児童③ 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童④ 父又は母の生死が明らかでない児童⑤ 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた児童⑦ 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童⑧ 婚姻しない（事実婚を含む）で生まれた児童⑨ 父母ともに不明である児童（孤児など） |
|--|

①～⑨のいずれかの状態に置かれている児童の母又は父、その他の養育者が、その児童（18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者又は20歳未満で障がいの状態にある者）を監護又は養育している場合

（手当医療係）

(イ) 児童扶養手当支給制限

次のようなときは、支給されない。

- a 児童やその母又は父（養育者を含む）が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられるとき。
 - (a) 平成 26 年 12 月分から、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになった。
 - (b) 令和 3 年 3 月分から、障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになった。
- b 母又は父（養育者を含む）、母又は父の配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が次の表の制限額を超えるとき。（令和 6 年 11 月分から受給者本人の所得制限限度額を緩和）

（手当医療係）

子ども・子育て支援

(ウ) 児童扶養手当所得制限限度額及び手当額

(令和7年4月1日現在)

扶養 親族等の数(人)	区分 支給月額	本人(請求者)の所得制限限度額		配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額
		全額支給 児童1人 46,690円	一部支給 (所得に応じて算出)	
0		690,000	2,080,000	2,360,000
1		1,070,000	2,460,000	2,740,000
2		1,450,000	2,840,000	3,120,000
3		1,830,000	3,220,000	3,500,000
4		2,210,000	3,600,000	3,880,000

(手当医療係)

(エ) 児童扶養手当受給者数

	4	5	6
受給者数(人)	1,433	1,375	1,353
支給額(円)	736,741,110	727,911,070	733,630,770

※令和6年11月分から第3子以降の加算額を増額

(手当医療係)

イ. ひとり親家庭等家賃助成事業

母子家庭の母、父子家庭の父又は父母に代わって20歳未満の子どもを養育している人で貸家などを借りている人を対象に、月額1万円を限度として支給。

ただし、本市に1年以上住んでいない人、生活保護を受けている人又は家賃が月額24,000円以下の人は対象にならない。

	4	5	6
件数	790	776	739
支給金額(円)	92,694,575	91,362,580	87,054,262
平均家賃額(円)	62,487	62,714	63,038

(手当医療係)

(4) 資金貸付

ア. 母子・父子福祉資金貸付

20歳未満の子どもがいる母子・父子家庭の生活の安定と向上のために必要な資金を貸付ける。

資金貸付状況

		4	5	6
就学支度	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	5	2	2
	大学	0	1	1
	専修	2	1	0
修学	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	0	0	0
	大学	0	0	2
	専修	1	1	0
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	0	1
生 活		4	1	1
転 宅		0	0	0
修 業		0	0	0
医療介護		0	0	0
児童扶養		0	0	0
計	件 数	12	6	7
	貸付金額 (円)	5,552,880	2,950,850	5,669,630

(手当医療係)

子ども・子育て支援

イ. 寡婦福祉資金貸付

20 歳以上の子を扶養している配偶者のない女子等の生活の安定と向上のために必要な資金を貸し付ける。

資金貸付状況

		4	5	6
就学支度		0	0	0
修 学		0	0	0
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	0	0
生 活		0	0	0
転 宅		0	0	0
修 業		0	0	0
療 養		0	0	0
児童扶養		0	0	0
結 婚		0	0	0
計	件 数	0	0	0
	貸付金額 (円)	0	0	0

(手当医療係)

母子・父子・寡婦福祉資金一覧表 (注) 児童=20歳未満 子=20歳以上 (令和7年4月1日現在)

資 金 名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額 (円)
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金	母 父 寡婦	3,580,000
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する資金	//	1,790,000
技能習得資金 [免許]	技能や資格を得るために必要な交通費、授業料、材料等の資金	//	月額 68,000 [460,000]
就職支度資金	就職に必要な洋服、履物、自動車等を購入する資金[自動車購入]	母 父 児童 寡婦	110,000 [340,000]
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	母 父 寡婦	保全、補修 1,500,000 建設、購入、増改築 2,000,000
転宅資金	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	//	260,000
医療介護資金	医療、介護サービスを受けるために必要となる経費にあてるための資金	母 父 児童 寡婦	医療 340,000 介護 500,000

(手当医療係)

子ども・子育て支援

資金名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額 (円)
生活資金	技能習得、医療介護資金を借り受けている期間及び母子家庭となって7年未満の者、失業期間中、家計急変者（児童扶養手当制度における所得制限限度未満の所得となったもの）の生活費補給資金	母 父 寡婦	技能習得 月額 76,000 又は 141,000 医療介護 月額 76,000 又は 114,000 失業、単独 月額 76,000 又は 114,000 家計急変 月額 46,690 児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内
修学資金	子どもが、高校・大学等に修学するために必要な資金	児 童 子	私立高校 自宅通学者 月額 45,000 (45,000) 自宅外通学者 月額 52,500 (52,500) 私立短大 自宅通学者 月額 93,500 (86,500) 自宅外通学者 月額 131,000 (110,500) 私立大学 自宅通学者 月額 108,500 (95,000) 自宅外通学者 月額 146,000 (121,000) 私立大学院 修士課程 月額 132,000 (132,000) 博士課程 月額 183,000 (183,000) 上記以外に、公立校など別途設定あり ※()内は、年収 900 万円以上の場合のみ
就学支度資金	子どもの入学に必要な資金（小・中学校については、所得制限あり）	//	小学校 64,300 中学校 81,000 高校等 公立 150,000 私立 410,000 大学等 公立 420,000 私立 580,000 専修一般 150,000
修業資金 [免 許]	子どもが事業開始又は就職するために知識技能を修得するのに必要な資金	//	月額 68,000 [460,000]
結婚資金	子どもが結婚をするに当たり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	母 父 寡婦	330,000

(手当医療係)

(5) ひとり親家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭等の母・父等と児童（原則として、満18歳になった日以後最初の3月31日まで）が病院などで受診したときに、支払うべき健康保険の自己負担額を助成する。ただし、生活保護や他の医療費助成を受けていないこと、また、母子・父子家庭等の母又は父等の前年の所得が一定の限度額を超えないことが条件となる。

ひとり親としての所得要件は、児童扶養手当の一部支給制限者と同額（220 ページ児童扶養手当所得制限限度額を参照）。

対象者数（令和7年3月31日現在）

	対 象 世 帯 数				対象者数 (人)
	国保 加入者	社保 加入者	後期高齢者医 療加入者	計	
母子家庭	557	775	0	1,332	3,317
父子家庭	21	27	0	48	124
養育者家庭	4	4	2	10	22
合 計	582	806	2	1,390	3,463

対象者数と医療助成費の推移

	4	5	6
対象者数（人）	3,696	3,516	3,463
受診件数	47,654	52,993	51,672
医療助成費（円）	127,828,396	138,931,761	133,019,074

（手当医療係）

子ども・子育て支援

(6) 母子家庭等自立対策支援事業

ア. 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の 60%を支給する。(雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者には、その支給額との差額を支給。)

(ア) 下限は、1万2千1円

(イ) 上限は、① 雇用保険の一般教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、最大 20 万円

② 雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、修学年数×40 万円、最大 160 万円

※受講修了後 1 年以内に資格取得し、就職等した場合にはその経費の 85% (60%に相当する額が既に支給されている場合は、85%に相当する額から 60%に相当する額を差し引いた額) を支給する。上限は、修学年数×60 万円、最大 240 万円。

	4	5	6
件数	7	5	2
支給額(円)	303,461	329,644	57,320

(手当医療係)

イ. 高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6 月以上養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する。(令和 3 年 4 月 1 日から修業期間の要件を 1 年以上から 6 月以上に緩和。)

平成 25 年度以降の入学者については、修業期間の全期間(上限 4 年)、月額 100,000 円(最終 1 年間は月額 140,000 円)(住民税非課税世帯又は月額 70,500 円(最終 1 年間は月額 110,500 円)(住民税課税世帯)を支給する。(平成 25 年 4 月から父子家庭の父も対象となる。)

	4	5	6
件数	21	17	18
支給額(円)	22,281,000	15,385,500	16,223,000

(手当医療係)

ウ. 特定高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、特に人手不足となっている看護師、介護福祉士及び保育士の資格取得のため、養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給する。

扶養している児童が2人以下の世帯は月額30,000円、扶養している児童が3人以上の世帯は月額40,000円を支給する。(令和6年4月から開始。)

	4	5	6
件数	-	-	6
支給額(円)	-	-	1,590,000

(手当医療係)

エ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

高等学校を卒業していない(退学を含む。)ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講した場合に、給付金を支給する。(平成27年10月から)

受講開始時給付金 受講費用の40%(4千円を超えるもので10万円を上限)

受講修了時給付金 受講費用の50%(受講開始時給付金とあわせて20万円を上限)

合格時給付金 受講費用の60%(受講開始時給付金、受講修了時給付金とあわせて上限50万円)

	4	5	6
件数	1	0	0
支給額(円)	400,000	0	0

(手当医療係)

(7) その他

ア. JR定期乗車券の購入時の割引

児童扶養手当を受給している世帯の方や、生活保護世帯の方がJR通勤定期券を購入する場合、3割引となる。

(手当医療係)

イ. 水道料金の減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族基礎年金等を受給している方は、申請により県営水道の基本料金などが減免される。

(県企業庁水道局)

ウ. たばこの小売販売業の許可基準の緩和

母子家庭や寡婦の方がたばこ小売販売業の申請をしたときは、許可基準を緩和して許可するよう配慮されている。

(日本たばこ産業株)

子ども・子育て支援

エ. 遺族年金

配偶者が死亡したとき、その方によって生計を支えられていた妻や夫又は子に年金が支給される。加入していた年金により、遺族基礎年金、遺族厚生年金などの種類がある。

(保険年金課、年金事務所)

オ. 寡婦年金・死亡一時金

第1号被保険者として保険料を10年以上納めた(免除期間を含む)夫が、老齢基礎年金などを受けて死亡した場合、妻に60歳から65歳の間、寡婦年金が支給される。

また、保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合、死亡一時金が支給される。

(保険年金課、年金事務所)

カ. 税の軽減

母子・父子家庭や寡婦の方で、お子さんと生計を同じくしている場合などは、所得税や住民税の控除を受けられる場合がある。

寡婦(夫)控除の額(令和元年分以前)

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦(夫) 控除	扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である寡婦(夫)	35万円	30万円
	上記以外の寡婦	27万円	26万円
寡夫控除		27万円	26万円

※上記寡婦(夫)控除が受けられる者で、合計所得額が125万円以下の場合、住民税が非課税となる。

ひとり親控除の額(令和2年分以後)

		所得税控除額	住民税控除額
ひとり親 控除	生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である者(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと)	35万円	30万円

※上記ひとり親控除が受けられる者で、合計所得額が135万円以下の場合、住民税が非課税となる。

寡婦(夫)控除の額(令和2年分以後)

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦(夫) 控除	ひとり親控除に該当せず、合計所得金額が500万円以下である者(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと)	27万円	26万円

※上記寡婦控除が受けられる者で、合計所得額が135万円以下の場合、住民税が非課税となる。
(市民税課、税務署)

3. 子どもの発達相談支援

◎ 基本方針

障がい児の人権を守り、ノーマライゼーションを目指し、子どものニーズに対応して地域の中で生活することへの支援を実施する。

また、それを支える有効で効果的な子どもの発達相談支援システムの推進を目指す。支援にあたっては、発達に関する専門スタッフが相談を受けるとともに、それぞれの子どもの適した方法（個別・グループ）により訓練・支援を行う。

また、認可保育所等への、巡回相談や訪問等により技術的な助言などの支援を行う。

発達に関する専門スタッフ

相談員 4（保育士 3、保健師 1）、心理士 1、言語聴覚士 1、保育士 1、

心理発達支援員・心理相談員（心理士）5、機能訓練支援員 2（作業療法士 1、理学療法士 1）、

発達相談グループ指導補助員（保育士）3

(1) 相談

心身の発達に遅れや障がいのある子ども等、またその家族に対して、発達・生活上の相談に応じる。

新規相談及び継続指導（単位：件）

	4	5	6
新規相談	485	430	434
前年からの継続	285	278	269
合計	770	708	703

新規相談内容

	4	5	6
運動機能の相談(歩けないなど)	23	19	28
社会性の相談(集団に入れないなど)	390	345	324
ことばの相談(ことばの遅れなど)	196	217	212
保護者の負担が大きい・不安が強い	38	84	89
集団への参加の希望	4	2	1
その他	11	13	6
合計	662	680	660

※重複あり

新規相談の主な来所経緯

	4	5	6
相談機関(児相・他市等)	3	9	7
再相談	1	1	2
保育所・幼稚園・学校	137	104	143
母子保健	203	206	168
医療機関	21	17	24
庁内他相談窓口	18	18	14
友人・知人	26	23	24
広報・情報	66	50	45
その他	10	2	7
合計	485	430	434

新規相談年齢別件数

	4	5	6
0～1歳児	101	96	101
2～3歳児	265	244	211
4～5歳児	119	90	122
合計	485	430	434

(発達支援係)

子ども・子育て支援

(2) 訓練・支援

面接や行動観察・検査などを通して子どもの心身の状況や問題を確認し、来所・訪問などにより、個別又はグループでの訓練・支援を行う。

ア. 個別支援

子どもやその家族の状況や問題に応じて、各スタッフが必要な頻度で、来所又は訪問により個別に訓練・支援を行う。

スタッフ別個別訓練・支援状況

	4		5		6	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
相談員	776	1,401	673	1,176	698	1,292
心理士	571	1,150	589	1,114	577	1,142
保育士	46	50	85	104	63	70
言語聴覚士	123	385	120	441	152	518
理学療法士	45	77	47	69	51	79
作業療法士	46	86	49	75	52	85
合計	1,607	3,149	1,563	2,979	1,593	3,186

(発達支援係)

イ. グループ支援

子どもやその家族が、地域の中で生き生きとした生活を送ることができるようにグループ活動を通して支援する。

年齢や活動性に応じてグループを構成し、保育士を中心に、相談員、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士と連携しながら支援を行う。

	4	5	6
グループ数	15	10	9
人数	113	103	94
回数	210	175	153
延べ人数	744	654	564

(発達支援係)

(3) 地域支援

ア. 地域施設等への支援

地域の各施設（保育所、幼稚園、その他）より相談があった場合に、訪問又は来所により関係スタッフが支援を行う。

また、保育所・幼稚園に対しては巡回相談による支援を行う。

地域施設支援状況

	4		5		6	
	支援施設数	回数	支援施設数	回数	支援施設数	回数
保育所	77	254	82	298	70	274
幼稚園	28	124	23	99	22	94
その他	2	3	1	2	1	2
合計	107	381	106	399	93	370

(発達支援係)

イ. 市民に対しての普及・啓発

発達障がいなどの正確な理解や相談窓口の周知などを目的とした、普及・啓発事業を実施する。

また、自閉症児への対応についての勉強会として、自閉症療育講座等を開催する。

発達障がい普及・啓発事業 ※1

	4	5	6
実施回数	0	0	1
参加人数	0	0	135

自閉症療育講座 ※2

	4	5	6
実施回数	7	7	7
参加人数	309	735	702

※1 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。

令和5年度は同感染症が5類感染症に移行したことを受け、事業再開に向けた検討・準備を行い、令和6年度は講演会を実施した。

※2 オンラインによる実施。参加人数は、令和4年度は当日参加数、令和5年度以降は当日参加数と見逃し配信アクセス数の合計

(発達支援係)

(4) 他業務への職員派遣

ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加

特別支援教育巡回相談チーム会議(年3回)に出席し、大和市における特別支援教育の推進を支援する。

(教育委員会指導室)

イ. ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会への参加

ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会(各年4回)に出席し、入級を希望している児童について、入級の妥当性を審査する。

(教育委員会指導室)

子ども・子育て支援

(5) 児童通所サービス等について（児童福祉法）

発達に心配のある子どもへの日常生活における基本的な動作指導・集団生活への適応訓練などの福祉サービスを提供する。

サービス名	概要	利用状況（利用者数）		
		4	5	6
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援。	362	435	440
放課後等デイサービス	就学児への生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援。	836	877	936
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援など。	24	31	49
サービス利用計画	支援サービスの利用に関する児童支援利用計画等の作成や関係者との連絡調整などの支援。（支給決定者数）	1,246	1,299	1,390

※令和7年度版から、利用状況の数値を各年度3月末時点に変更した（ただし、サービス利用計画は4月1日時点）。

（発達支援係）

4. 保育所

保育所は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の理由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とするときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとの規定に基づき、日々保護者の委託を受けて保育する施設である。令和7年4月1日現在、公立保育所4園、社会福祉法人等の設置する私立保育所56園の計60園がある。

(1) 保育所定員数及び入所者数

（各年度4月1日現在）

	5			6			7		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
園数	4	55	59	4	54	58	4	56	60
定数	490	4,079	4,569	490	4,010	4,500	490	4,128	4,618
入所者数	425	3,919	4,344	425	3,971	4,396	424	4,083	4,507
入所率（％）	86.73	96.08	95.08	86.73	99.03	97.69	86.53	98.91	97.60

（利用調整係）

(2) 管理運営等

ア. 保育時間

(ア) 保育標準時間 保護者がフルタイム勤務（月就労時間が 120 時間以上）の場合を想定した保育時間で、午前 7 時から午後 6 時までの原則 11 時間の利用が可能である。

なお、午後 6 時以降の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

（認定管理係）

(イ) 保育短時間 保護者がパートタイム勤務（月就労時間が 64 時間以上、120 時間未満）の場合を想定した保育時間で、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間（原則的な保育時間という）の利用が可能である。

なお、原則的な保育時間以外の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

（認定管理係）

子ども・子育て支援

(ウ) 原則的な保育時間を超える時間の児童数

(各年度5月1日現在)

			4		5		6	
			原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数
緑野	平日	7:00～ 8:30	65	80	64	80	61	78
		16:30～18:00	77		77		69	
		18:00～19:00	10		10		12	
	土曜日	7:00～ 8:30	2		7		9	
		16:30～18:00	6		8		12	
若葉	平日	7:00～ 8:30	80	95	75	100	80	104
		16:30～18:00	79		80		68	
		18:00～19:00	7		19		7	
	土曜日	7:00～ 8:30	10		12		14	
		16:30～18:00	16		15		14	
草柳	平日	7:00～ 8:30	63	86	70	86	61	88
		16:30～18:00	82		89		86	
		18:00～19:00	11		7		9	
	土曜日	7:00～ 8:30	27		4		27	
		16:30～18:00	22		7		22	
福田	平日	7:00～ 8:30	78	101	67	81	77	95
		16:30～18:00	86		72		84	
		18:00～19:00	13		11		11	
	土曜日	7:00～ 8:30	20		21		21	
		16:30～18:00	32		17		17	
合計	平日	7:00～ 8:30	286	362	276	347	279	365
		16:30～18:00	324		318		307	
		18:00～19:00	41		47		39	
	土曜日	7:00～ 8:30	59		44		71	
		16:30～18:00	76		47		65	

(保育指導係)

イ. 障がい児保育

障がいの有無に関わらず、全ての子どもが関わり合い、生活することにより、共に育ち合うことを目的として実施する。

(ア) 障がい児（保育士加配を必要とする児童）の保育所別入所状況

公立 (各年度4月1日現在) (単位:人)

	5	6	7
緑野	3	5	8
若葉	23	18	15
草柳	13	9	14
福田	10	19	17
合計	49	51	54

(利用調整係)

私立(幼保連携型認定こども園、小規模保育事業含む。)

(各年度4月1日現在) (単位:人)

	5	6	7		5	6	7
渋谷	1	2	2	あっぷる※	6	8	5
上和田	1	—	—	虹の子	1	0	1
下和田	1	1	2	もこもこ	1	1	1
深見台	5	3	4	高座みどり	1	1	2
モニカ	2	2	3	のりまき	0	0	0
若草	1	3	2	ハミングきっず	0	0	0
つきみ野すこやか	1	1	1	あけぼの	1	0	0
もみの木	3	0	4	さなぎっこ	0	0	0
十六山	0	2	1	つきみ野雲母	1	1	0
パレット	2	3	2	高座渋谷もりのこ	0	0	0
南林間	0	0	0	わらべ	1	1	0
おひさまのほっぺ	1	2	2	大和オハナ	2	2	2
アスク大和	1	1	2	ふたば林間	4	4	2
さくらの森※	6	1	2	大和湘南	0	0	0
アスク南林間	2	2	3	さくらのつばみ	0	0	0
ナーサリーT&Y	1	0	0	おだんご	0	0	0
アスク大和南	4	5	4	なないろ	0	0	0
キンダーやまと	0	0	0	くれよん	1	1	0
木の子	0	3	1	おそらのぼっけ	2	3	3
アスク大和東	5	4	4	まなびの森	0	0	0
西鶴間※	3	4	6	南林間雲母	1	1	2
中央林間もりのこ	0	1	3	中央林間幼稚園	0	0	0
アスク鶴間	2	4	5	プリンス	1	0	0
まめわかば	0	0	0	キンダーりんかん	0	0	0
高座渋谷ゆめいろ※	4	3	5	ヴィラまなびの森	0	0	0
大和ひまわり※	0	0	0	おむすび	1	0	0

子ども・子育て支援

(単位：人)

	5	6	7
まあむベイビーズ	1	0	0
たんぼぼ	0	0	0
あおぼ	0	0	0
つきみ野湘南	3	1	2
とこちゃん	7	8	3
深見台雲母	3	5	0
よつばベビー	0	0	0
大和 YMCA	0	0	0
ぼとふ大和	0	0	0
第2くれよん	0	0	0
フェリーチェ大和	0	0	0
つきみ野駅前雲母	1	1	1
中央林間雲母	1	1	1
高座渋谷雲母	0	1	1
フェリーチェ中央林間	0	0	0
ぼとふ大和第2	0	0	0
はひふへかみわだ	0	0	0
あーす南林間	1	3	4
ななつぼし	1	1	2

	5	6	7
アミーつきみ野	0	0	0
マザーグース	0	0	0
はひふへさくらがおか	0	0	0
モミヤマ	0	0	0
スクルド大和代官	2	0	0
スクルド高座渋谷	0	1	0
スクルド中央林間	1	3	4
スクルド高等町	1	1	2
桜ヶ丘はないろ	0	1	0
みらいのこども	6	4	1
あーす中央林間	0	1	2
大和はないろ	0	3	2
やなぎ幼稚園	0	0	0
みらいみなみりんかん	—	0	0
はなえみ南林間	—	0	0
つきみ野幼稚園	—	0	0
中央林間ハート	—	—	0
木下中央林間	—	—	0
合計	98	105	101

※については分園を含む合計値。

(利用調整係)

ウ. 給食業務

(ア) 給食業務の役割

給食は、入園児の心身の発達、健康の保持増進、よい生活習慣づくりを身につけさせるために重要な役割を持っている。

また、他の子どもとのかかわりを通して豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を推進するためにも、給食業務は重要な役割を担っている。

(保育指導係)

(イ) 公立保育所と家庭の栄養配分

3歳未満児 (1、2歳)	朝食 25%	おやつ 10%	昼食 30%	おやつ 10%	夕食 25%
年齢	家庭	保育所		家庭	
3歳以上児 (3、4、5歳)	朝食 30%	昼食 30%	おやつ 10%	夕食 30%	

(保育指導係)

(ウ) 給食費（公立保育所）

	4	5	6
園数	4	4	4
給食費総額（円）	42,397,219	42,180,935	49,018,144
喫食者延べ数（園児+職員）	117,799	117,545	119,382
単価（円）（1人1日当たり）	350	350	410

(保育指導係)

(エ) 公立保育所給食献立表

毎月の献立は園長、副園長、保育士、管理栄養士、栄養士、調理師等が意見を出し、嗜好面・経済面・栄養面・安全性等を加味しながら検討して決定している。

また、献立表の下には食習慣や食品の栄養価、献立紹介などを載せている。

(保育指導係)

日 曜	献立名	材 料 名			おやつ	午前 午後	栄 養 価	
		鶏やカになるもの	血や肉や骨になるもの	体の調子を整えるもの			未満児	以上児
11・25 金	ろーるぼん ほうれんそうのごめこ とうにゅうくらたん ぼんさんすう ぎゅうにゅう	★ロールパン3.5 じやがいも/米サラダ 油/米粉/醤油/上白 糖/ごま油/精白米/ ピタヴァレー	鶏モモ(皮なし)★豆 乳 国産無調整/ ミックスチーズ(ビ 用)/★牛乳/★備蓄 用ツナオイル(レトル	玉葱/ほうれん草/人 参/きゅうり	おちゃ べびーちーず		エネルギー 485	579 kcal
					おちゃ つなごはん		たんぱく質 18.2	21.7 g
							脂質 18.2	19.4 g
							食塩相当量 1.8	1.5 g
12・26 土	やしとほ ぎゅうにゅう ひやしとまと	★蒸し中華めん(焼き そば用/米サラダ油/ ★マヨネーズタイプ/ レッシング/★クッ キー	豚ひき肉(上)/おお のり/★牛乳	キャベツ/人参/もや し/レドマト	ぎゅうにゅう びすけっと		エネルギー 473	483 kcal
					ぎゅうにゅう またはよーくると かしなど		たんぱく質 18.5	20.0 g
							脂質 20.8	21.7 g
							食塩相当量 1.0	1.3 g
14・28 月	ごはん(おぎいり) びびんぼ かほちゃのオーブン焼き えのきすーぶ (えのきたけ・ながねぎ)	精白米/ピタヴァレー/ 上白糖/★いりごま (白)/ごま油/米サラ ダ油/かたくり粉/黒 砂糖	豚肩小間/赤みそ/か つお節(だし用)/★ 牛乳/★豆乳 国産無 調整/★きな粉	しょうが/にんにく/ もやし/ほうれん草/ 人参/かぼちゃ/えの きたけ/長ねぎ	おちゃ よーくると		エネルギー 474	544 kcal
					ぎゅうにゅう とうにゅうもち		たんぱく質 22.1	24.2 g
							脂質 15.4	18.7 g
							食塩相当量 1.1	1.5 g
30 水	ごはん(おぎいり) ささみかつ あすばらのそてー (にんじんいり) みぞしる (きゃべつ・たまねぎ)	精白米/ピタヴァレー/ ★小麦粉/★パン粉 /米サラダ油/★クッ キー	さき身/白みそ/墨干 し(だし用)/★牛乳	アスパラガス/人参/ みきゃん/玉葱/清 良かんなどの国産の甘 い根菜類	おちゃ べびーちーず		エネルギー 427	481 kcal
					ぎゅうにゅう くっきー さよみかんなどのこくさんのあずまい かんきつ類		たんぱく質 19.1	21.1 g
							脂質 18.1	18.3 g
							食塩相当量 1.2	1.1 g

* 午前おやつは3歳未満児のみです。

* 保育園の行事などにより、献立に変更がある場合があります。

月の平均栄養価	エネルギー	タンパク質	脂質	カルシウム	鉄	食塩相当量
3歳未満児	491kcal	20.8g	18.5g	340mg	2.6mg	1.4g
3歳以上児	544kcal	22.6g	19.1g	285mg	2.6mg	1.6g

保育園給食について
ご紹介します



保育園の給食は、園児の成長に必要な栄養やエネルギーをとるだけでなく、手洗い、後片付けなどのマナーを学んだり、友達や先生と楽しく食べることにより、心の広れあう場となっています。

給食で気をつけていること

1. 栄養の確保 ⇒ 成長に必要な栄養量がとれるように献立を作成しています。
◆ 保育園では昼食とおやつを提供していますが、1日のうち半分以上の栄養は朝食と夕食からとる必要があります。また、保育園が休みの日も、3食、食べる習慣をつけましょう。



* 保育園と家庭の栄養配分 *

年齢	朝食	おやつ	昼食	おやつ	夕食
3歳未満児 (1~2歳)	25%	10%	30%	10%	25%
3歳以上児 (3~5歳)	30%		30%	10%	30%

2. 多様な献立 ⇒ 和食や外国料理など多様な給食を提供しています。
◆ 旬の食材を取り入れ、季節感のある献立を心がけています。 ◆ 行事食や郷土食、外国料理を取り入れています。
◆ ひじきや切干大根、大豆などの乾物を使い、煮物、和え物などを積極的に取り入れています。

3. 手づくり給食 ⇒ 素材を生かした本物の味を伝えています。
◆ だしは、煮干しや昆布、かつお節からとっています。
◆ 天然だしを使うため、素材の味が生きた「うす味」でおいしい給食です。
◆ シチューのルーは「小麦粉・バター・スキムミルク」で手作りします。
◆ ふりかけ・ドレッシングもすべて手作りで。
◆ 年齢や発達に合わせ、咀嚼をうながす調理の工夫をしています。

4. 安心・安全な食材 ⇒ 産地や内容成分の確認をしています。
◆ 米・野菜・果物・肉・卵・牛乳はすべて国産です。
◆ 市内産や県内産をできるだけ使用し、地産地消に取り組んでいます。
◆ 食品添加物のできるだけ少ないものを、使用しています。

給食のレシピなども掲載しています！



大和市イベントキャラクター
ウター・ザマトン

大和市ホームページ
～子育て王国 大和市～
「保育園の食育」ページ
QRコード



3歳未満児は1日に必要な栄養素の50%、3歳以上児は40%を保育園の給食でとるようにしています。

エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険

保育所等の管理上の不備や、業務上の不注意による事故等に対応するため、全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		5	6	7
公立保育所	児童数	448	429	435
	掛金(円)	43,545	41,698	42,282
私立保育所等	児童数	4,475	4,466	4,646
	掛金(円)	434,970	434,095	469,864
公立・私立計	児童数	4,923	4,895	5,081
	掛金(円)	478,515	475,793	512,146

※単価：97.20円 前年度10月1日時点の児童数

(保育指導係)

オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

保育所等の管理下における児童の負傷疾病等に対し、適正な災害共済給付が受けられるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		5	6	7
公立保育所	児童数	442	439	424
	掛金(円)	159,780	157,135	155,255
私立保育所	児童数	2,919	2,854	2,982
	掛金(円)	1,061,405	1,010,360	1,089,895
認定こども園	児童数	96	95	95
	掛金(円)	27,360	27,075	27,075
地域型保育事業所	児童数	424	433	413
	掛金(円)	154,450	156,950	148,775
合計	児童数	3,881	3,821	3,914
	掛金(円)	1,402,995	1,351,520	1,421,000

※公立保育所、私立保育所、地域型保育事業所 単価：一般児童 365円・要保護児童 55円

認定こども園単価：一般児童 285円

※各年度5月1日時点の児童数

※民間園については、任意で加入した施設が対象

(保育指導係)

子ども・子育て支援

カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん

保育所等で実施される一時保育において、園児の傷害事故や保育所等の賠償事故を補償する全国私立保育連盟の保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況（傷害保険）

		5	6	7
公立保育所	児童数	22	22	22
	掛金(円)	35,200	35,200	35,200
私立保育所	児童数	165	133	134
	掛金(円)	264,000	212,800	214,400
認定こども園	児童数	—	—	—
	掛金(円)	—	—	—
合計	児童数	187	155	156
	掛金(円)	299,200	248,000	249,600

※単価：（傷害保険）1,600円

※各年度一時保育1日平均利用者見込み数

※前年度10月1日時点の児童数

加入施設数・掛金等の状況（賠償保険）

		5	6	7
公立保育所	施設数	4	4	4
	掛金(円)	32,000	32,000	32,000
私立保育所	施設数	57	56	57
	掛金(円)	456,000	448,000	456,000
認定こども園	施設数	—	—	—
	掛金(円)	—	—	—
合計	施設数	61	60	61
	掛金(円)	488,000	480,000	488,000

※単価：（賠償保険）8,000円

※前年度10月1日時点の児童数

（保育指導係）

キ. 地域育児センター事業

地域育児センターとしての役割を公立保育園が担い、専門的機能を活用したきめ細やかな対応を行うため、関係機関等と積極的に連携しながら、地域の実績や子育て家庭の養育ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図っている。

（保育指導係）

(ア) 育児相談事業

(単位：件)

保育所の専門機能を生かし、地域で育児に関する悩みを抱えている保護者等の相談に応じるとともに、必要により関係機関への紹介を行う。

		4	5	6
緑野	発育・発達	181	51	236
	生活習慣	41	89	69
	健康	7	19	18
	家庭環境	107	14	52
	その他	36	168	148
	合計	372	341	523
若葉	発育・発達	93	109	121
	生活習慣	79	16	29
	健康	13	1	4
	家庭環境	16	2	13
	その他	62	81	93
	合計	263	209	260
草柳	発育・発達	26	31	185
	生活習慣	18	12	14
	健康	5	12	32
	家庭環境	7	7	6
	その他	84	108	11
	合計	140	170	248
福田	発育・発達	94	140	166
	生活習慣	38	27	68
	健康	21	5	18
	家庭環境	44	6	8
	その他	56	52	70
	合計	253	230	330
合計	発育・発達	394	331	708
	生活習慣	176	144	180
	健康	46	37	72
	家庭環境	174	29	79
	その他	238	409	322
	合計	1,028	950	1,361

(保育指導係)

子ども・子育て支援

(イ) 子育て家庭交流事業

a あそぼう会（開放保育）

保育所の施設を地域住民に開放する。

			4	5	6
緑野	参加 人数	子ども	158	95	177
		大人	123	79	164
	開催日数		36	30	37
若葉	参加 人数	子ども	125	157	109
		大人	108	141	94
	開催日数		37	38	30
草柳	参加 人数	子ども	37	24	14
		大人	25	25	13
	開催日数		42	26	44
福田	参加 人数	子ども	57	71	72
		大人	55	66	77
	開催日数		43	37	37
合計	参加 人数	子ども	377	347	372
		大人	311	311	348
	開催日数		158	131	148

(保育指導係)

b 地域育児講座

保育所と地域子育て連絡会構成員が協力し、いろいろなあそびを提供して親子で楽しく過ごしながら地域の子育てを応援するため講座を開催する。

			4	5	6
緑野	参加 人数	子ども	13	18	49
		大人	11	17	47
	開催日数		1	2	2
若葉	参加 人数	子ども	21	13	25
		大人	20	13	23
	開催日数		1	1	1
草柳	参加 人数	子ども	42	77	57
		大人	42	75	53
	開催日数		2	2	2
福田	参加 人数	子ども	29	38	59
		大人	27	38	57
	開催日数		2	2	2
合計	参加 人数	子ども	105	146	190
		大人	100	143	180
	開催日数		6	7	7

(保育指導係)

(ウ) 世代間交流(小・中・高生と園児の体験交流事業)

(単位：人)

地域の中の様々な世代の人たちとふれあい楽しく過ごす。

	4	5	6
緑野	5	42	27
若葉	5	16	18
草柳	0	61	46
福田	9	255	229
合計	19	374	320

(保育指導係)

(エ) 世代間交流

(単位：人)

老人会や老人ホーム、地域住民との交流等、地域の様々な人たちとのふれあいを通して豊かな感性や優しさを育てていく。

	4	5	6
緑野	0	0	4
若葉	1	41	25
草柳	4	2	1
福田	4	210	192
合計	9	253	222

(保育指導係)

(オ) 子育て支援地域訪問事業

a おひさま相談

保育士が地域の公園に出向き、相談業務を行う。

		4	5	6
緑野	開催日数	20	23	17
	参加人数	154	134	98
若葉	開催日数	29	23	20
	参加人数	258	135	40
草柳	開催日数	23	21	19
	参加人数	194	127	80
福田	開催日数	24	24	22
	参加人数	222	144	100
合計	開催日数	96	91	78
	参加人数	828	540	318

(保育指導係)

子ども・子育て支援

b 職員派遣

地域の子育て向上のため、子育てサロン・サークルなどの支援をし、支えあう地域づくりを応援していく。

		4	5	6
緑野	回数	11	19	18
	人数	11	19	18
若葉	回数	25	27	31
	人数	25	27	31
草柳	回数	9	18	20
	人数	12	18	20
福田	回数	25	29	31
	人数	30	29	31
合計	回数	70	93	100
	人数	78	93	100

(保育指導係)

ク. 一時預かり事業

(ア) 緊急的保育

リフレッシュ、保護者の死亡、疾病、入退院、通院、また家族の介護、看護等の理由により緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童を預かる制度。

利用人数（公立） (単位：延べ人数)

	4	5	6
緑野	95	50	82
若葉	69	59	50
草柳	153	83	104
福田	26	64	89
計	343	256	325

(保育指導係)

利用人数（私立保育所）

	4	5	6
渋谷	17	89	0
上和田	0	30	—
下和田	0	0	0
深見台	0	10	1
モニカ	30	1	0
若草	4	0	0
つきみ野すこやか	12	20	14
もみの木	9	0	0
十六山	2	0	0
パレット	0	0	0
南林間	13	5	0
おひさまのほっぺ	0	0	0
アスク大和	2	0	25
さくらの森※	224	339	285

(単位：延べ人数)

	4	5	6
アスク南林間	26	0	0
ナーサリーT&Y	0	0	0
アスク大和南	0	0	359
キンダーやまと	75	31	147
木の子	74	82	81
アスク大和東	0	114	76
西鶴間※	57	95	7
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	0	0	0
まめわかば	16	86	49
高座渋谷ゆめいろ※	0	6	0
大和ひまわり※	0	0	0
あっぷる※	0	4	2
虹の子	15	34	8

(単位：延べ人数)

	4	5	6
もこもこ	45	61	119
あけぼの	206	7	12
さなぎっこ	0	0	0
つきみ野雲母	9	0	6
高座渋谷もりのこ	0	0	0
わらべ	0	0	0
大和オハナ	10	10	0
ふたば林間	24	112	0
おそらのぼっけ	0	0	0
まなびの森	0	0	0
南林間雲母	0	1	0
キンダーりんかん	247	308	286
ヴィラまなびの森	0	0	0
つきみ野湘南	18	0	0
とこちゃん	2	0	7
深見台雲母	0	17	0
つきみ野駅前雲母	29	0	0
中央林間雲母	0	0	10
高座渋谷雲母	12	0	0
あーす南林間	0	2	6
ななつぼし	1,028	792	754
スクルド中央林間	0	0	13
スクルド高等町	0	0	0
桜ヶ丘はないろ	0	0	0
みらいのこども	252	28	291
あーす中央林間	—	1	0
大和はないろ	—	0	0
計	2,458	2,285	2,558

利用人数（小規模保育事業）

(単位：延べ人数)

	4	5	6
のりまき	1	0	0
ハミングきっず	18	24	54
大和湘南	93	95	220
さくらのつぼみ	0	0	0
おだんご	0	0	0
おむすび	0	0	0
まあむベイビーズ	0	12	0
たんぽぽ	0	0	0
あおば	5	0	0
よつばベビー	9	0	0
大和 YMCA	32	101	33
ぼとふ大和	0	0	0
フェリーチェ大和	0	0	0
フェリーチェ中央林間	33	1	0
ぼとふ大和第2	0	19	3
はひふへかみわだ	0	1	0
アミーつきみ野	0	0	0
マザーグース	13	0	6
はひふへさくらがおか	0	3	0
モミヤマ	161	0	0
スクルド大和代官	9	0	0
スクルド高座渋谷	0	0	0
みらいみなみりんかん	—	—	0
はなえみ南林間	—	—	1
計	374	256	317

(給付審査係)

※については分園を含む合計値。

子ども・子育て支援

(イ) 非定型的保育

保護者の労働・職業訓練・就学等により週3日を限度に家庭での保育が困難となる児童を預かる制度。

利用人数（公立）

（単位：延べ人数）

	4	5	6
草柳	483	520	438
計	483	520	438

（保育指導係）

利用人数（認可保育所）

（単位：延べ人数）

	4	5	6
つきみ野すこやか	1,658	1,569	1,429
もみの木	136	132	77
十六山	0	4	14
南林間	54	92	0
おひさまのほっぺ	0	0	0
アスク大和	0	51	0
さくらの森※	1,254	1,404	1,416
アスク南林間	0	12	42
ナーサリーT&Y	253	369	465
アスク大和南	0	312	0
キンダーやまと	0	0	0
アスク大和東	0	0	0
西鶴間※	278	212	77
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	0	106	289
まめわかば	753	738	577

※については分園を含む合計値。

	4	5	6
あけぼの	0	0	0
つきみ野雲母	0	31	0
高座渋谷もりのこ	0	0	0
まなびの森	0	0	0
南林間雲母	0	0	0
キンダーりんかん	0	0	0
つきみ野湘南	0	0	0
とこちゃん	1	0	0
深見台雲母	6	1	0
中央林間雲母	0	10	0
高座渋谷雲母	5	21	0
あーす南林間	5	22	0
ななつぼし	1,948	1,847	1,428
スクルド中央林間	0	0	0
みらいのこども	19	195	146
計	6,370	7,128	5,960

（給付審査係）

ケ. 休日保育

保護者の就労形態の多様化により、日曜日や休日等において、常態的に保育を必要とする児童（小学校就学前）を対象に保育を実施している。

利用人数

（単位：延べ人数）

	4	5	6
アスク大和南	163	228	153
まなびの森	396	298	240
ななつぼし	601	576	526
スクルド中央林間	—	—	98
計	1,160	1,102	1,017

（給付審査係）

コ. 病児保育事業

(ア) 病児・病後児対応型

当面症状の急変は認められないが、病氣中または病氣の回復期にあり集団生活が難しい児童（生後6ヶ月～小学生）を保護者が仕事を休めないなど自宅で保育できない場合に、保育を実施する。

利用人数 (単位：延べ人数)

	4	5	6
もみの木医院 病児保育室	1,007	2,327	2,110
十六山病児保育室 Bambini	234	456	252
大和市病児保育室 ぽかぽか	182	254	178

※令和5年度以降は連携市町村の利用人数を含む

※十六山病児保育室 Bambini は令和6年9月末事業終了

(保育指導係)

(イ) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所による緊急的な対応を行う。

利用人数 (単位：延べ人数)

	4	5	6
公私連携型保育所ななつぼし (保育所入所児)	148	118	83

(保育指導係)

(3) 保育所の運営費等

保育所の運営費等は、公立分は一般財源として市が負担し、私立分は3歳以上については国が定める運営費等の保育単価の2分の1を国、4分の1ずつを県と市が、3歳未満については国が定める運営費等の保育単価から国の保育料精算基準額を差し引いた額の100分の60（令和6年度は100分の60、令和5年度は100分の58.23）を国、100分の20（令和6年度は100分の20、令和5年度は100分の20.885）ずつを県と市が負担する。

保育料の改定状況

(各年度4月1日現在)

	5		6		7	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
改定の有無	無	無	無	無	無	無
平均引上率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国の徴収基準による額 (1人当たり月額) (円)	41,351	0	41,763	0	39,999	0
市の徴収基準による額 (1人当たり月額) (円)	30,962	0	31,168	0	29,704	0
国と市の対比 (%)	74.8	—	74.6	—	74.2	—

※令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の保育料は0円となりました。

(給付審査係)

令和7年度利用者負担額（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

階層	定義	利用者負担額（月額）				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000(4,000)	7,800(3,900)	
		第2階層	48,600円以上60,700円未満	10,900(5,400)	10,700(5,300)	
		第3階層	60,700円以上72,800円未満	13,800(6,900)	13,500(6,700)	
		第4階層	72,800円以上84,900円未満	16,700(8,300)	16,400(8,200)	
		第5階層	84,900円以上97,000円未満	19,700(9,800)	19,300(9,600)	
		第6階層	97,000円以上115,000円未満	24,800(12,400)	24,300(12,100)	
		第7階層	115,000円以上133,000円未満	29,900(14,900)	29,300(14,600)	
		第8階層	133,000円以上151,000円未満	35,000(17,500)	34,400(17,200)	
		第9階層	151,000円以上169,000円未満	40,200(20,100)	39,500(19,700)	
		第10階層	169,000円以上202,000円未満	44,100(22,000)	43,300(21,600)	
		第11階層	202,000円以上235,000円未満	48,100(24,000)	47,200(23,600)	
		第12階層	235,000円以上268,000円未満	52,100(26,000)	51,200(25,600)	
		第13階層	268,000円以上301,000円未満	56,100(28,000)	55,100(27,500)	
		第14階層	301,000円以上325,000円未満	57,800(28,900)	56,800(28,400)	
		第15階層	325,000円以上349,000円未満	59,600(29,800)	58,500(29,200)	
		第16階層	349,000円以上373,000円未満	61,400(30,700)	60,300(30,100)	
		第17階層	373,000円以上397,000円未満	63,200(31,600)	62,100(31,000)	
		第18階層	397,000円以上440,000円未満	69,500(34,700)	68,300(34,100)	
		第19階層	440,000円以上483,000円未満	75,800(37,900)	74,500(37,200)	
		第20階層	483,000円以上526,000円未満	82,100(41,000)	80,700(40,300)	
		第21階層	526,000円以上	88,500(44,200)	86,900(43,400)	0

※（ ）は、利用者負担額を半額とした場合の額

※1 次に掲げる世帯に該当する場合、次表に掲げる利用者負担額になります。

なお、第2子以降に該当する場合は、利用者負担額は無料になります。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 次に掲げる障がい児（者）の属する世帯（いずれも在宅に限る。）

- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

- ・厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けた者

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に規定する障害基礎年金の受給者

③ 保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

（単位：円）

階層	教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
	定義				3歳未満児		3歳以上児	
	第1階層		第2階層		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯の一部		48,600円未満		4,000	3,900		
			48,600円以上60,700円未満		5,400	5,300		
			60,700円以上72,800円未満		6,900	6,700		0
			72,800円以上77,101円未満		8,300	8,200		

※2 階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主筆者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。ただし、調整控除額を除く税額控除は適用しない。

※3 次の施設・事業に在籍している小学校就学前子どもの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数え、第2子の利用者負担額は半額（下段（ ）内の額）、第3子以降の利用者負担額は徴収しないものとする。

① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業）

② 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援

※4 世帯にかかる市民税所得割額が57,700円未満（ただし、※1に該当する場合は77,101円未満）であるとき、保護者に監護される者、保護者に監護されたい者、保護者の直系卑属の中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数える。

（認定管理係）

子ども・子育て支援

年度別保育所運営費収入内訳

(単位：円)

		4	5	6
国庫支出金	国庫負担金 ※1	3,108,358,532	3,485,988,341	4,107,708,365
	国庫補助金	215,052,500	196,891,000	177,821,000
県支出金	県費負担金 ※1	1,260,177,242	1,414,928,919	1,598,624,108
	県補助金	77,566,000	92,080,000	110,907,000
利用者負担金 ※2		679,167,200	738,001,410	699,663,060
その他 ※3		17,112,374	14,263,984	14,871,269
計		5,357,433,848	5,942,153,654	6,709,594,802
市費負担分	市費負担金 ※1	1,260,177,242	1,414,928,919	1,598,624,108
	市費補助金	93,226,089	130,993,906	71,586,248
	単独負担金	2,388,942,187	2,313,315,092	2,304,865,570
	計	3,742,345,518	3,859,237,917	3,975,075,926
合計		9,099,779,366	9,801,391,571	10,684,670,728

※1 国庫負担金：3歳以上 50/100 3歳未満 60/100（令和6年度算定方法）

県費負担金・市費負担金：3歳以上 25/100 3歳未満 20/100（令和6年度算定方法）

※2 保育料、児童給食主食代（公立園のみ）、一時保育料、延長保育料

※3 土地使用料、受託保育園措置収入、保育所職員給食費（公立園のみ）

年度別保育所運営費支出内訳

		4	5	6
施設数	保育所	57	59	58
	認定こども園	2	3	4
	地域型保育事業	27	26	28
	計	86	88	90
入所措置児童数（人）	3歳未満児	27,829	28,814	29,073
	3歳以上児	29,745	31,113	32,588
	計	57,574	59,927	61,661
経常経費（円）		9,099,779,366	9,801,391,571	10,684,670,728
1人当たり平均費用（円）		158,054	163,556	173,281
国の基準による1人当たり平均費用（円）		127,663	135,217	145,890
1人当たり平均市単独負担費用（円）		30,391	28,339	27,391

(給付審査係)

保育料収入状況

		4		5		6	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
市内公立保育所	調定	1,451	44,521,050	1,505	51,906,600	1,463	46,359,850
	収入済	1,450	44,507,250	1,505	51,906,600	1,461	46,275,250
	収入未済	1	13,800	0	0	3	84,600
	収納率(%)	99.9		100.0		99.8	
市内私立保育所	調定	18,718	609,303,660	19,533	657,963,700	19,032	625,848,800
	収入済	18,658	607,301,440	19,477	656,669,800	18,962	624,439,200
	収入未済	61	2,002,220	57	1,293,900	73	1,409,600
	収納率(%)	99.6		99.8		99.7	
市外委託分	調定	213	5,463,070	208	6,246,800	198	7,146,500
	収入済	210	5,370,670	207	6,227,100	198	7,146,500
	収入未済	4	92,400	1	19,700	0	0
	収納率(%)	98.3		99.6		100.0	
合計	調定	20,382	659,287,780	21,246	716,117,100	20,693	679,355,150
	収入済	20,318	657,179,360	21,189	714,803,500	20,621	677,860,950
	収入未済	66	2,108,420	58	1,313,600	76	1,494,200
	収納率(%)	99.6		99.8		99.7	

※一部納付の場合、収入済額の件数と収入未済額の件数の両方に含まれる。

※収納率は小数点以下第2位切捨て

(認定管理係)

(4) 民間保育所等運営費補助金

民間保育所等の健全な運営及び多様な保育サービスの確保を図るため、国・県・市で施設運営費の助成を行う。

年度別民間保育所等運営費助成状況

(単位：円)

		4	5	6
市単独補助	保育士加配事業費	393,497,685	407,569,200	347,070,000
	保育士確保支援事業費		21,493,095	24,264,735
	特定年齢児受入促進事業費	35,987,900	37,984,600	36,914,100
	障がい児保育事業費等	441,784,000	472,864,000	545,308,000
	その他	3,638,600	3,819,400	4,248,800
県補助（市負担分）		29,384,752	30,221,764	34,231,804
国補助（市負担分）		48,683,715	59,877,335	77,381,220
合計		952,976,652	1,033,829,394	1,069,418,659

(給付審査係)

子ども・子育て支援

(5) 私設保育施設（認可外保育施設）助成

ア. 届出保育施設助成

私設保育施設（認可外保育施設）に対し、児童の定期健康診断料・施設賠償責任保険料・調理、調乳担当職員保菌検査料を県と市が3分の1ずつ補助

（令和6年度実績）（単位：円）

施設名	助成額
セントラルフォレストインターナショナルスクール	98,660
めばえ保育園	138,660
ばおばぶ風の子保育園	52,400
保育ルームおつきさま	9,330
ヤマト保育園	24,940
保育ルームハミング	88,570
合計	412,560

（保育指導係）

イ. 認定保育施設助成

(ア) 保育士雇用補助金

認定保育施設に対し、月276,000円補助

(イ) 認定施設利用補助金

認定保育施設を利用している本市在住の0～3歳児の認可保育所等入所保留児童に対し、月10,000円（上限）補助

(ウ) 認定施設運営支援補助金

認定保育施設を利用している本市在住の0～3歳児の認可保育所等入所保留児童1人当たり施設に月10,000円（上限）補助

（令和6年度実績）（単位：円）

施設名	保育士雇用補助金	認定施設利用補助金	認定施設運営支援補助金
めばえ保育園	3,312,000	600,000	600,000
ばおばぶ風の子保育園	3,312,000	927,500	927,500
ヤマト保育園	3,312,000	250,000	250,000
保育ルームハミング	3,312,000	220,000	220,000
合計	13,248,000	1,997,500	1,997,500

（認定管理係）

(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付

令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポート事業等を利用する3歳児から5歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して37,000円/月を上限に助成する。

0歳児から2歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して42,000円/月を上限に助成する。

		4	5	6
施設数	市内	23	17	15
	市外	16	11	11
延べ助成人数	3歳未満児	43	47	45
	3歳以上児	964	930	853
助成金(円)		30,907,549	28,681,300	25,338,320

(給付審査係)

子ども・子育て支援

(7) 公立保育所の整備状況

(令和7年4月1日現在)

		緑野保育園	若葉保育園	草柳保育園	福田保育園
所在地		中央林間西 4-27-12	鶴間 1-25-3	中央 6-8-27	福田 8-22-5
定員		100	130	130	130
敷地面積(㎡)		1,692	1,645	1,730	1,785
延床面積(㎡)		609	752	811	846
建物構造		鉄筋C造 平屋建	鉄筋C造 2階建	鉄筋C造 2階建	鉄筋C造 2階建
用地買収費 (千円)		38,265	—	112,997	136,614
建築費 (千円)	補助金				
	国庫	7,583	23,909	49,129	60,841
	県費	10,607	10,373	16,967	20,384
	市費	24,396	13,287	48,168	68,782
合計		42,586	47,569	114,264	150,007
開園年月日		S47.4.1	S29.4.1 S48.4.1 (移転)	S52.4.1	S54.4.1
児童一人当たり 敷地面積(㎡)		16.92	12.65	13.30	13.73
児童一人当たり 延床面積(㎡)		6.09	5.78	6.23	6.50
配置保育士数		22	28	28	28

(保育指導係)

(8) 私立保育所の整備状況

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
渋谷保育園	福 田 6002	90	2,370	709	鉄筋C造 鉄骨造 平 屋	自己所有 (土地は 借用)	S43.5.1 S59.4.1 (移転) H12.4.1 一部増築 H21.4.1 (民営化)	20
下和田保育園	下和田 262	60	2,100	729	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S48.4.1	8
深見台保育園	深見台 4-10-23	120	2,106	787	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S50.4.1 H25.4.1 (民営化)	20
モニカ保育園	林 間 2-6-14	180	2,803	1,181	鉄筋C造 鉄骨造2階建 鉄骨造平屋	自己所有	S53.4.1 H13.4.1 一部増築	20
若草保育園	西鶴間 8-4-20	120	1,453	844	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	S55.4.1 H26.4.1 (民営化)	16
つきみ野 すこやか保育園	下鶴間 525	90	934	850	鉄筋C造 鉄骨造 3階建	自己所有	H13.4.1 H24.10.1 一部増築	21
もみの木保育園	福 田 5-17-1	97	946	681	鉄骨造 3階建	自己所有	H14.4.1 H17.4.1 一部増築	19
十六山保育園	中央林間 6-32-6	90	2,704	743	鉄骨造 木 造 2階建	自己所有	H17.4.1 H23.4.1 一部増築	23
パレット 保育園・大和	大和東 1-7-22 1階～3階	60	—	615	鉄筋C造 鉄骨造 9階建一部	借 用	H17.4.1	15
南林間保育園	南林間 7-21-26	90	1,322	704	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	H20.4.1	13
保育園 おひさまの ほっぺ	下鶴間 2748-2	60	588	513	鉄筋C造 2階建	自己所有 (土地は 借用)	H22.3.1	16
アスク大和 保育園	中 央 1-4-19 2階	50	—	376	鉄骨造 2階建一部	借 用	H22.10.1	13
さくらの森 保育園	桜 森 3-5-25 (分園) 桜 森 3-4-13 1階	91	本園 548 分園 —	本園 444 分園 214	木 造 2階建 (分園) 鉄筋C造 3階建一部	借 用	H23.3.1 H28.4.1 (設置者変 更) (分園) H31.4.1	15
アスク南林間 保育園	林 間 1-3-27	60	479	541	鉄骨造 3階建	借 用	H25.7.1	17

子ども・子育て支援

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
ナーサリースクールT&Y 中央林間	中央林間 8-2-28	90	495	570	鉄骨造 2階建	借用	H25.8.1	18
アスク大和南 保育園	大和南 2-2-9	60	398	497	鉄骨造 3階建	借用	H26.4.1	15
キンダー ガーデンやまと	中央 6-1-5	75	298	540	鉄骨造 3階建	自己所有	H26.4.1	14
木の子保育園	下鶴間 1816-1	60	934	745	木造 2階建	自己所有	H26.4.1	15
アスク大和東 保育園	大和東 2-7-11	70	811	570	鉄骨造 2階建	借用	H26.10.1	15
西鶴間保育園	西鶴間 4-12-34 (分園) 西鶴間 4-12-33 1階	116	本園 1,120 分園 -	本園 497 分園 158	鉄骨造 平屋 (分園) 鉄骨造 3階建一部	借用	H27.2.1 (分園) H30.4.1	15
まなびの森 中央林間 もりのこ保育園	中央林間西 5-14-14	90	938	494	鉄骨造 2階建	借用	H27.4.1	14
アスク鶴間 保育園	下鶴間 2785-10	60	466	517	鉄骨造 3階建	借用	H27.4.1	16
保育園 まめわかば	中央林間 8-4-8	40	499	264	木造 平屋	借用	H27.4.1	16
高座渋谷 ゆめいろ保育園	渋谷 6-12-2 2階 (分園) 福田 5507-2 B棟1階	101	-	本園 198 分園 207	鉄骨造 5階建一部 (分園) 鉄筋C造 4階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.10.1	16
大和ひまわり 保育園	西鶴間 1-14-9 1階～2階 (分園) 西鶴間 1-4-3 1階	60	-	本園 162 分園 92	鉄筋C造 10階建一部 (分園) 鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行)	7
あっぷる園	南林間 1-8-3 2階 (分園) 下鶴間 2792-18	78	-	本園 354 分園 165	鉄筋C造 5階建一部 (分園) 鉄骨造 2階建	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.4.1	10
ほいくえん 虹の子	中央林間 4-16-18	78	411	245	木造 2階建	借用	H27.4.1 (認可外 から移行) H31.4.1 (移転)	10

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
もこもこ保育園	中央林間 4-21-3 1階	38	—	174	鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.4.1 (認可外 から移行)	9
あけぼの保育園	中央林間 3-1-16	60	213	340	鉄骨造 3階建	自己所有 (土地は 借用)	H27.8.1	12
きなぎっこ 保育園	大和東 3-7-2 1階	39	—	204	鉄骨鉄筋C造 3階建一部	借用	H27.9.1 (認可外 から移行)	7
大和つきみ野 雲母保育園	つきみ野 3-14-1	60	638	473	鉄骨造 2階建	借用	H28.4.1	11
まなびの森 高座渋谷 もりのこ保育園	渋谷 4-6-7	60	593	439	鉄骨造 2階建	借用	H28.4.1	10
わらべ保育園	下鶴間 413-6	60	1,285	766	木造 2階建 (園舎) 鉄骨C造 3階建 (事務室等)	自己所有 (土地は 借用)	H28.4.1 (認可外 から移行)	9
大和オハナ 保育園	大和東 1-6-7 2階	60	—	304	鉄骨造 2階建一部	借用	H28.4.1 (認可外 から移行)	13
ふたば林間 保育園	林間 2-1-1 2階	69	—	330	鉄骨鉄筋C造 11階建一部	借用	H28.4.1 (認可外 から移行)	15
保育園 おそらのぼっけ	中央林間 1-21-12	90	580	634	鉄骨造 3階建	自己所有 (土地は 一部借用)	H29.1.1 (認可外 から移行)	21
まなびの森 保育園中央林間	中央林間 9-6-1	80	997	419	木造 平屋	借用	H29.4.1	12
大和南林間 雲母保育園	南林間 1-13-6	60	499	498	鉄骨造 3階建	借用	H29.4.1	10
キンダー ガーデン りんかん	中央林間 3-27-7	80	489	488	鉄骨造 2階建	自己所有	H30.4.1	14
ヴィラ まなびの森 保育園中央林間	中央林間 8-4-39	90	993	439	木造 2階建	借用	H30.4.1	13
つきみ野湘南 保育園	中央林間 9-35-37	92	999	488	木造 平屋	自己所有 (土地は 借用)	H31.4.1	14
とこちゃん 保育園	大和南 1-16-25	68	400	411	鉄骨造 2階建	借用	H31.4.1	15
大和深見台 雲母保育園	深見台 1-7-2	60	953	412	鉄骨造 3階建	借用	H31.4.1	14
大和つきみ野 駅前雲母保育園	つきみ野 5-8-6	60	689	315	鉄骨造 1階建	借用	R2.4.1	11

子ども・子育て支援

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
大和中央林間 雲母保育園	中央林間 5-1-20	60	862	1,051	鉄骨造 3階建	借用	R2.4.1	11
大和高座渋谷 雲母保育園	下和田 1248-2	60	735	467	鉄骨造 2階建	借用	R2.4.1	10
あーす保育園 南林間	下鶴間 1783-300	80	990	486	木造 2階建	借用	R3.4.1	14
公私連携型 保育所 ななつぼし	中央 1-5-14	60	1,789	1,134	鉄骨造 2階建	借用	R3.4.1	20
スクルドエンジ ェル保育園 中央林間園	中央林間 9-17-1	80	998	450	木造 2階建	借用	R4.4.1	13
スクルドエンジ ェル保育園 高等町園	渋谷 8-14-12	80	724	464	木造 2階建	借用	R4.4.1	12
桜ヶ丘はないろ 保育園	福田 2-33-6	80	689	385	木造 2階建	借用	R4.4.1	14
みらいのこども 保育園	つきみ野 1-13-3	80	843	550	木造 2階建	借用	R4.4.1	20
あーす保育園 中央林間	中央林間 4-15-15	80	998	1,861	鉄骨鉄筋C造 6階建1階 一部鉄骨造	借用	R5.4.1	11
大和はないろ 保育園	中央 3-1-6	80	440	395	木造 2階建	借用	R5.4.1	15
中央林間ハート 保育園	中央林間 9-17-4	60	999	411	木造 2階建	借用	R7.4.1	10
木下の保育園 中央林間	中央林間 4-4-3 4階	84	865	575	鉄骨造5階建 4階、5階屋 上部分	借用	R7.4.1	12

(保育指導係)

5. 幼稚園

(1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付

令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、市から給付認定を受けている場合には、私学助成幼稚園の教育時間の利用料、幼稚園の預かり保育の利用料の一部を助成する。

ア. 私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成

私学助成幼稚園を利用する満3歳児から5歳児について、市から給付認定を受けている場合は、教育時間の利用料に対して25,700円/月を上限に助成する。

		4	5	6
施設数	市内	6	5	5
	市外	28	30	25
延べ助成人数	満3歳児	132	94	77
	3歳児	4,559	3,191	3,293
	4歳児	5,362	3,631	3,182
	5歳児	5,328	4,106	3,576
助成額(円)		394,994,435	282,939,048	260,134,420

(給付審査係)

イ. 幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成

幼稚園の預かり保育を利用する3歳児から5歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して11,300円/月を上限に助成する。満3歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して16,300円/月を上限に助成する。

		4	5	6
施設数	市内	17	17	17
	市外	34	31	27
延べ助成人数	満3歳児	0	9	0
	3歳児	2,347	2,505	2,566
	4歳児	3,031	3,214	2,995
	5歳児	3,379	3,440	3,449
助成額(円)		41,287,065	42,628,640	42,673,015

(給付審査係)

(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

心身に障がいがあると認められる児童の私立幼稚園・認定こども園への就園を促進し、その教育の充実を図るため、私立幼稚園等が行う障がい児の受入れ及びその教育費に対して補助金を交付する。

子ども・子育て支援

ア. 補助対象幼稚園等

学校教育法第4条第1項の規定及び認定こども園法（平成18年法律77号）第17条1項により規定される、本市内に設置された私立幼稚園及び認定こども園であって、障がい児が在籍し、特別支援教育を積極的かつ継続的に行っている私立幼稚園等。

イ. 補助額

神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱に規定する「神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助事業」の対象児童と認定された児童1人につき、月額9,000円を補助する。

ウ. 補助対象児童数

	4	5	6
対象児童数	70	71	75
補助額（円）	7,551,000	7,641,000	8,100,000

（給付審査係）

(3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金

大和市内の私立幼稚園及び認定こども園17園及びその全園が加盟している大和私立幼稚園協会に対し、幼稚園等の職員の資質向上と施設の管理運営費用の軽減を図るため、補助金を交付する。

	4	5	6
交付件数	18	18	18
補助額（円）	4,893,245	5,030,014	5,076,780

（給付審査係）

(4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金

待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を推進するため、11時間以上開園し、土曜日も預かり保育を行う私立幼稚園に対し補助金を交付する。

	4	5	6
交付件数	1	1	0
補助額（円）	7,593,000	6,146,000	0

（給付審査係）

(5) 一時預かり支援事業補助金

子育て支援の充実及び幼児教育の振興を図るため、午後5時までの開園や長期休業日に規定以上の預かり保育を実施する市内私立幼稚園等に対し補助金を交付する。

	4	5	6
交付件数	7	8	8
補助額（円）	7,137,480	6,644,792	10,570,906

（給付審査係）

市内の私立幼稚園・認定こども園

園名	電話番号 (046)	所在地	施設類型
認定こども園 高座みどり幼稚園	274-0372	南林間二丁目14番8号	幼保連携型認定こども園
認定こども園 中央林間幼稚園	274-1177	中央林間六丁目7番13号	幼稚園型認定こども園
認定こども園 つきみ野幼稚園	275-1355	中央林間八丁目14番21号	幼稚園型認定こども園
幼稚園型認定こども園 やなぎ幼稚園	262-1068	中央五丁目9番5号	幼稚園型認定こども園
松原学園幼稚園	274-1224	中央林間一丁目22番20号	施設型給付制度幼稚園
スミレ幼稚園	274-9222	南林間七丁目4番1号	施設型給付制度幼稚園
つるま幼稚園	261-0651	西鶴間三丁目7番19号	施設型給付制度幼稚園
ふかみ幼稚園	264-1560	深見東三丁目5番16号	施設型給付制度幼稚園
大和小鳩幼稚園	263-2333	大和南二丁目5番19号	施設型給付制度幼稚園
大和桜ヶ丘幼稚園	267-0165	上和田936番地	施設型給付制度幼稚園
モミヤマ幼稚園	269-4345	福田五丁目17番2号	施設型給付制度幼稚園
大和みどりが丘幼稚園	267-2856	福田1698番地1	施設型給付制度幼稚園
でんえん幼稚園	274-4458	中央林間九丁目13番24号	私学助成幼稚園
聖セシリア幼稚園	275-8036	南林間三丁目10番1号	私学助成幼稚園
大和山王幼稚園	274-0474	下鶴間2919番地	私学助成幼稚園
大和幼稚園	263-5001	大和東一丁目7番16号	私学助成幼稚園
大和あけぼの幼稚園	267-6611	下和田32番地	私学助成幼稚園

(給付審査係)

6. 認定こども園

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ。

認定こども園の類型として、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の4種類があり、令和7年4月1日現在、市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園1園、幼稚園型認定こども園3園の計4園である。

(1) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に基づき、幼保連携型認定こども園の基準を定めた条例の基準を満たす施設として県が認可したものをいう。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に基づき、認定こども園の要件を定める条例の基準を満たす施設として県が認定したものをいう。

子ども・子育て支援

(3) 市内の認定こども園の整備状況

(令和7年4月1日現在)

	幼保連携型 認定こども園 高座みどり幼稚園	幼稚園型 認定こども園 中央林間幼稚園	幼稚園型 認定こども園 やなぎ幼稚園	幼稚園型 認定こども園 つきみ野幼稚園
所在地	南林間 2-14-8	中央林間 6-7-13	中央 5-9-5	中央林間 8-14-21
定員	200 (幼稚園部分 114 保育所部分 86)	160 (幼稚園部分 141 保育所部分 19)	263 (幼稚園部分 242 保育所部分 21)	272 (幼稚園部分 222 保育所部分 50)
敷地面積 (㎡)	3,171	1,584	4,564	3,985
延床面積 (㎡)	1,535	996	1,687	2,424
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
土地建物 所有・借用	自己所有 (土地は借用)	自己所有	自己所有	自己所有
開園年月日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
配置保育士 数	30	17	19	19

(保育指導係)

(4) 定員数及び入所者数

(各年度4月1日現在)

		5	6	7
園数		3	4	4
定数	幼稚園部分	497	719	710
	保育所部分	126	176	185
入所者数	幼稚園部分	440	655	651
	保育所部分	133	168	192
入所率 (%)	幼稚園部分	88.53	91.09	91.69
	保育所部分	105.55	95.45	103.78

(給付審査係)

7. 地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供することを基本的概念として、平成27年4月から新たに創設された事業である。

この事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類があり、これらは児童福祉法第34条の15第2項に基づき、地域型保育事業の基準を定めた条例の基準を満たす施設として市が認可した事業をいう。

令和7年4月1日現在、市内の地域型保育事業は、小規模保育事業28箇所である。

(1) 小規模保育事業

児童福祉法第6条の3第10項において、保育が必要な原則満3歳未満の乳児・幼児に対して保育することを目的とする、利用定員が6人以上19人以下の施設において、保育を行う事業と位置付けられている。

(保育指導係)

(2) 市内の小規模保育事業の整備状況

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
とこちゃん のりまき保育園	中央 1-3-8 101	18	—	106	鉄筋C造 8階建一部	借用	H27.4.1	8
ハミングきっず	下和田 763-4	18	340	185	鉄骨造2階建 一部 木造平屋	自己所有	H27.4.1 H30.12.1 一部増築	6
大和湘南保育園	中央林間 3-23-12 1階	19	—	180	鉄筋C造 3階建一部	借用	H28.4.1	7
さくらのつぼみ 保育園	上草柳 176-4 103	9	—	65	鉄筋C造 一部鉄骨、 RC造 3階建一部	借用	H28.4.1	4
とこちゃん おだんご保育園	中央 1-3-8 102	19	—	119	鉄筋C造 8階建一部	借用	H28.10.1	8
なないろ保育園	渋谷 6-12-5 2階	19	—	81	鉄骨造3階建 一部	借用	H28.10.1	6
アートチャイル ドケア 大和くれよん 保育園	渋谷 7-8-4	19	—	164	木造一部 鉄筋C造 3階建一部	借用	H28.10.1 H31.3.1 R5.10.1 (設置者変更)	3
プリンス保育園 南林間	林間 2-1-25 201	19	—	128	鉄筋C造 4階建一部	借用	H29.4.1	5
とこちゃん おむすび保育園	中央林間 8-25-8 206号	19	—	162	鉄骨造 2階建一部	借用	H30.4.1	6
まあむ ベイビーズ 中央林間	中央林間 4-29-35 1階	19	—	124	鉄筋C造 6階建一部	借用	H30.4.1	6
たんぽぽ保育園	中央林間 3-18-4	17	—	136	木造2階建	借用	H30.4.1 (認可外から移行)	9
あおば保育園	鶴間 2-3-22 1階	15	—	69	鉄筋C造 5階建一部	借用	H30.4.1 (認可外から移行)	5
よつばベビー ななせ	大和東 3-15-5 1階	19	—	103	鉄筋C造 5階建一部	借用	H31.4.1	6

子ども・子育て支援

(令和7年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
大和 YMCA 保育園	大和東 3-3-16 2階	19	810	121	鉄筋C造 一部鉄骨造 4階建一部	自己所有	H31.4.1	5
ほとふ大和	中央 2-6-17 1階	19	—	117	木造2階建 一部	借用	H31.4.1	7
アートチャイル ドケア 大和第2 くれよん保育園	渋谷 7-1-6 2階	19	—	149	鉄筋C造 5階建一部	借用	H31.4.1 R5.10.1 (設置者変更)	3
保育ルーム Felice 大和園	西鶴間 1-8-2 1階	19	—	115	鉄骨造5階建 一部	借用	H31.4.1 (認可外から移行)	6
保育ルーム Felice 中央林間園	中央林間 6-2-12	19	—	99	木造平屋	借用	R2.4.1	6
ほとふ大和第2	中央 2-6-17 2階	19	—	118	木造2階建 一部	借用	R2.4.1	6
はひふへ保育園 かみわだ園	上和田 1800-3 1階	19	—	88	鉄骨造3階 建一部	借用	R2.4.1	5
アミー保育園 つきみ野園	つきみ野 1-6-9	19	—	154	鉄筋C造 14階建一部	借用	R3.4.1	6
マザーグース つきみ野保育園	つきみ野 1-6-9	19	—	145	鉄筋C造 14階建一部	借用	R3.4.1	5
はひふへ保育園 さくらがおか園	福田 2-4-1 1階	19	—	110	鉄筋C造 5階建一部	借用	R3.4.1	5
モミヤマ保育所	福田 5-17-2	9	2,692 (幼稚園 併用)	362 (幼稚園 併用)	鉄筋C造	自己所有	R3.4.1	3
スクルドエンジ ェル保育園 大和代官園	代官 2-16-12 2階	19	—	189	鉄骨造	借用	R3.4.1	5
スクルドエンジ ェル保育園 高座渋谷園	渋谷 5-38-3	19	—	123	木造平屋	借用	R3.4.1	6
みらいみなみり んかん保育園	南林間 2-3-14	19	—	100	木造2階建	借用	R6.4.1	8
はなえみ保育園 南林間	林間 1-20-13 103	19	—	89	鉄筋C造 一部鉄骨造 5階建一部	借用	R6.4.1	9

(保育指導係)

(3)定員数及び入所者数

(各年度4月1日現在)

	5	6	7
箇所数	26	28	28
定数	466	504	504
入所者数	406	474	440
入所率(%)	87.12	94.05	87.30

(利用調整係)

8. 子どもの保健・衛生

(1) 母子保健

ア. 健康診査

(ア) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

妊娠中の健康管理を促すために、1人当たり14回分の費用補助券(総額68,000円)を交付。多胎児妊娠は3回分追加し、1人当たり17回分(総額80,000円)を交付。里帰り出産等の場合は償還払いで対応する。

妊婦歯科健康診査受診券を妊娠中に1回分交付し、大和綾瀬歯科医師会の協力歯科医療機関で受診。歯科健康診査費用を公費助成する。

妊婦健康診査

	4	5	6
受診者延べ数	22,367	21,045	20,315

妊婦歯科健康診査

	4	5	6
受診者数	680	651	648

(母子保健係)

(イ) 産後健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月の産婦に問診、診察、エジンバラ産後うつ病質問票を実施。総合的に評価し、産後うつ等のリスクが高い産婦の早期把握と支援を行う。1人当たり2回分(総額10,000円)を交付。

		4	5	6
受診者数	産後2週間	1,364	1,314	1,314
	産後1か月	1,736	1,653	1,675

(母子保健係)

(ウ) 新生児等聴覚検査

新生児等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図り、聴覚障害による音声言語の発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児等聴覚検査に要する費用の一部を助成する。1人当たり1回分(3,000円)を交付。

	4	5	6
受診者数	-	1,398	1,543

(母子保健係)

子ども・子育て支援

(エ) 4か月児健康診査（集団健診）

3か月～4か月児を対象に、発育の確認と疾病等の早期発見をするとともに、育児や栄養面で必要な情報提供や支援を行う。

また、図書館が主催で1冊の絵本等が入ったブックスタートパックをプレゼントする、ブックスタート事業を同会場で実施。

	4	5	6
対象者数	1,856	1,754	1,791
受診者数	1,860	1,729	1,762
受診率	100.2	98.6	98.4

（母子保健係）

(オ) 8か月児健康診査（個別健診）

8か月～10か月児を対象に発育の確認、運動機能、精神発達を診査し、必要に応じて医療的に適切な措置がとれるよう支援する。協力医療機関にて個別健診方式で実施。

	4	5	6
対象者数	1,899	1,867	1,764
受診者数	1,814	1,891	1,764
受診率	95.5	101.3	100.0

（母子保健係）

(カ) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月～1歳8か月児を対象に、発育の確認や運動機能・精神発達面の診査をし、早期治療や早期療育のための支援をする。

また、生活習慣の自立・むし歯の予防・幼児の栄養・育児に関する情報提供や支援をする。発達に関する個別相談（こども相談）も実施している。

一般……協力医療機関にて実施（個別健診）

歯科……地域医療センターにて実施（集団健診）

※令和4、5年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止等のため、人数を制限して回数を増やし月3回実施。

		4	5	6
対象者数		1,866	1,880	1,797
受診者数	一般	1,775	1,809	1,739
	歯科	1,691	1,683	1,629
受診率	一般	95.1	96.2	96.8
	歯科	90.6	89.5	90.7

こども相談

	4	5	6
実施回数	36	36	24
相談者数	93	96	60

（母子保健係）

(キ) 3歳6か月児健康診査（集団健診）

3歳6か月～3歳8か月児を対象に発育、精神・運動発達、視聴覚や歯の異常の早期発見をし、必要な情報提供や支援をする。発達に関する個別相談（こども相談）も実施している。

	4	5	6
対象者数	2,010	1,923	1,884
受診者数	1,913	1,882	1,810
受診率	95.2	97.9	96.1

こども相談

	4	5	6
実施回数	72	72	72
相談者数	205	192	158

（母子保健係）

(ク) 乳幼児健康診査等経過相談

令和6年度から経過検診を乳幼児健康診査等経過相談事業に変更し、発達相談員（理学療法士）による相談と心理相談員によるこども相談を実施。

	4	5	6
実施回数	—	—	9
相談者延べ数	—	—	25

こども相談

	4	5	6
実施回数	—	—	33
相談者数	—	—	92

（母子保健係）

イ. 母子保健相談指導

(ア) 妊娠届の受付及び親子（母子）健康手帳の交付

「親子（母子）健康手帳」の交付時に全ての妊婦へ面接を行い、胎児の健全な発育を促すため、妊婦に妊娠・分娩・育児等の正しい知識の提供や日常生活についての保健指導をする。

		4	5	6
妊娠届出数		1,837	1,859	1,747
交付数	日本語版	1,817	1,843	1,737
	外国語版	72	71	66
	計	1,889	1,914	1,803

※交付数には、妊娠届出による交付のほか、海外からの転入、紛失による再交付等を含む。（母子保健係）

子ども・子育て支援

(イ) 母親父親（プレママ・パパ）教室

初めて親となる妊婦やそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に対する基本的な内容についての講座を開催する。妊娠・出産や育児に関する不安等について相談ができ、加えて参加者同士の交流が図れる場を提供する。（1コース3回で、年間10コース実施）

参加状況

	4	5	6
妊婦延べ数	449	475	451
夫延べ数	289	340	326
その他	0	0	0
計	738	815	777

（母子保健係）

(ウ) やまとイクメン講座

男性の育児参加を促し、夫婦で協力して育児に取り組むことの大切さを考える機会を提供する。

参加状況

	4	5	6
妊婦延べ数	43	35	35
夫延べ数	43	36	38
その他	0	4	0
計	86	75	73

（母子保健係）

(エ) 離乳食（もぐもぐ）教室

4～8 か月児を持つ親を対象に、離乳食の進め方と育児について、離乳食のつぶし体験等を交えた講座を開催。一部、母親父親（プレママ・パパ）教室と合同で実施し、交流の機会としている。

	4	5	6
開催回数	24	24	24
参加者数	320	409	465

（母子保健係）

(オ) 幼児（1歳児育児）教室

1歳～1歳3か月児を持つ親子を対象に、離乳食完了期から幼児食への移行の食事と咀嚼の大切さ及び育児・卒乳についての講座を開催。

	4	5	6
開催回数	12	12	6
参加者数	256	264	249

（母子保健係）

(カ) 幼児食（おべんとう）教室

3歳以上の親子を対象に、幼児期のおべんとう作りを通して食事と育児についての講座を開催。

	4	5	6
開催回数	2	2	3
参加者数	30	32	63

（母子保健係）

(キ) 定例育児相談（電話相談等随時相談除く）

乳幼児期における栄養・疾病予防等について、個別相談を行い、乳幼児の健康の保持増進とともに保護者の育児支援に努める。

	4	5	6
開催回数	36	36	12
参加者数	674	921	550

※地域での育児支援・相談場所の充実により、令和6年より事業回数を見直し実施。
（母子保健係）

(ク) おやこ教室

1歳6か月児健康診査後のことばの遅れ等、心理発達面に不安のある子とその保護者を対象に、ふれあい遊び等を体験する場を提供し、子どもの発達を促すとともに、親子のよりよい関係づくりへの支援を行う。

	4	5	6
開催回数	30	24	24
参加者数	511	386	362

※令和4年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策により増えた待機者の解消のため、回数を増やし実施。

(母子保健係)

(ケ) 2歳児歯科相談

むし歯の好発年齢にさしかかっている2歳児を対象に、希望者に歯科健診や歯みがき指導を実施するとともに生活習慣や食事面の個別相談を実施。

	4	5	6
開催回数	12	12	6
参加者数	178	179	103

(母子保健係)

(コ) 子育て何でも応援メール配信

妊娠期から3歳になるまでの乳幼児を養育する保護者を対象に、子ども（胎児を含む）の月齢に合わせた育児情報やアドバイス、市からの子育て情報をLINE等でタイムリーに配信。

登録者数

(単位：人)

	4	5	6
マタニティ子育て何でも応援メール	262	250	197
子育て期子育て何でも応援メール	511	518	966
計	773	768	1,163

※令和6年7月より、配信年齢1歳から3歳までに拡大、やさしい日本語での配信を開始。

(母子保健係)

(カ) 食育講演会

大和市食育推進計画に基づき、就学前の子どもを持つ保護者、食に関心のある市民を対象に、正しい食育の知識を伝え、心身ともに健康な子どもを育成することを目的に開催。

	4	5	6
開催回数	1	2	2
参加者数	55	130	140

(母子保健係)

(キ) 低体重児育児支援教室（ちびっこピクニック）

未熟な状態で生まれた子どもの経過を観察するとともに、主に摂食機能の獲得に関する助言を行うことを目的に開催（離乳食の頃～幼児食への移行期のお子さんと保護者が対象）。

	4	5	6
開催回数	17	21	22
参加者延べ数	31	45	46

(母子保健係)

子ども・子育て支援

ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導

(ア) 妊産婦及び乳幼児の健診や相談後及び医療機関から依頼された方の継続支援を行う。

また、「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」として、おおむね4か月までの乳児家庭に対する育児支援や情報提供を目的に保健師・助産師・看護師・管理栄養士が家庭訪問を行う。

実施状況

	4	5	6
妊産婦延べ数	1,887	2,006	1,869
乳幼児延べ数	2,145	2,220	2,049
その他	281	395	375

※その他：妊産婦以外の父母や祖母等

乳児家庭全戸訪問事業（上記再掲：実数）

	4	5	6
訪問件数	1,765	1,856	1,732

（母子保健係）

(イ) 産前産後サポート事業

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに家庭や地域での妊関する悩み等について相談支援を行い、産婦等の孤立感の解消を図ることを目的として「助産師さん何でも相談」を実施。

	4	5	6
相談者延べ数	1,429	1,638	1,587

（母子保健係）

エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業

永久歯萌出期のむし歯予防啓発事業として、大和綾瀬歯科医師会の歯科医師が、永久歯萌出期にある4～5歳児とその保護者、教諭等を対象に講習会等による歯科保健指導を実施。

また、管理栄養士が幼児期の食に関する情報提供も実施。

	4	5	6
指導者講習会参加者数	0	28	0
歯科講演会参加者数	0	0	17

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、講習会は中止。永久歯萌出期における歯科保健の重要性を啓発する動画をYouTubeで公開。

（母子保健係）

オ. 不妊治療（先進医療）費助成事業

不妊に悩む夫婦（事実婚を含む）に対する経済的支援として、体外受精・顕微授精の保険診療と併せて先進医療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部（上限5万円）を助成。

	4	5	6
助成件数	—	—	162
平均助成額（円）	—	—	39,426

※令和6年4月より事業開始

（母子保健係）

カ. 不育症治療費助成事業

不育症に悩む夫婦に対する経済的支援策として、不育症治療費の一部（保険診療外の医療費における自己負担額の年度の上限 30 万円）を助成。

	4	5	6
助成件数	4	4	2
平均助成額（円）	88,750	129,250	130,000

（母子保健係）

キ. 出産費用助成事業

第3子以降を出産した夫婦に対する経済的支援として、出産費用の一部（自己負担額から出産育児一時金などを控除した額の 1/2、上限 5 万円）を助成。

	4	5	6
助成件数	114	91	94
平均助成額（円）	43,456	43,330	39,000

（母子保健係）

ク. 未熟児養育医療給付事業

出生体重 2,000 グラム以下又は諸機能が特に未熟な乳児に対し、指定医療機関での入院中の保険診療費及び食事療養費（ミルク代）を給付する。

対象者と医療助成費の推移

	4	5	6
支払決定実人数（人）	76	79	83
助成件数	151	166	214
医療助成費（円）	11,269,295	13,510,856	38,117,223

（手当医療係）

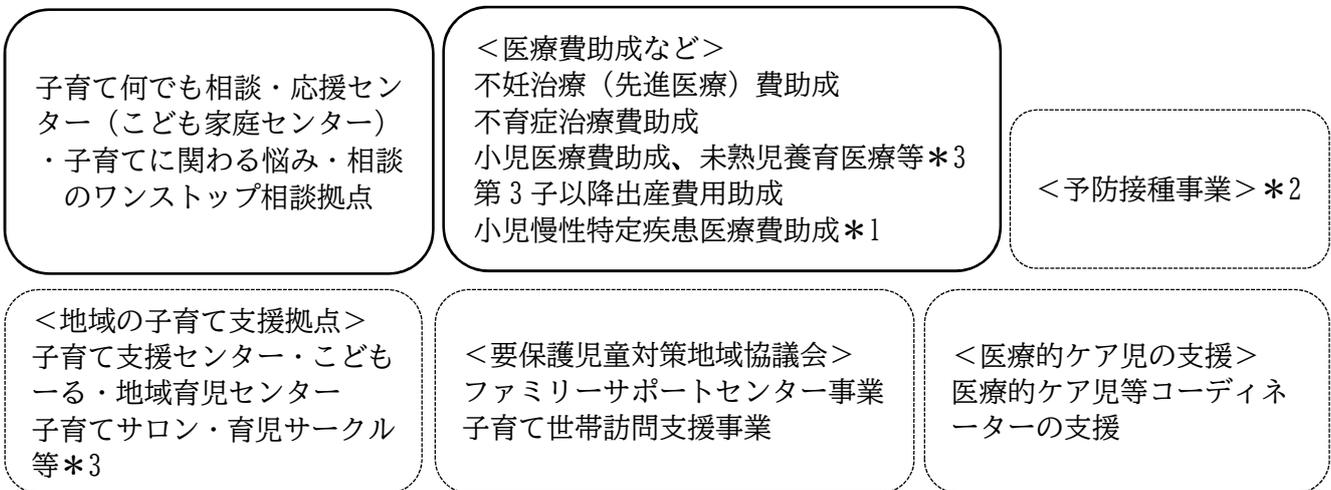
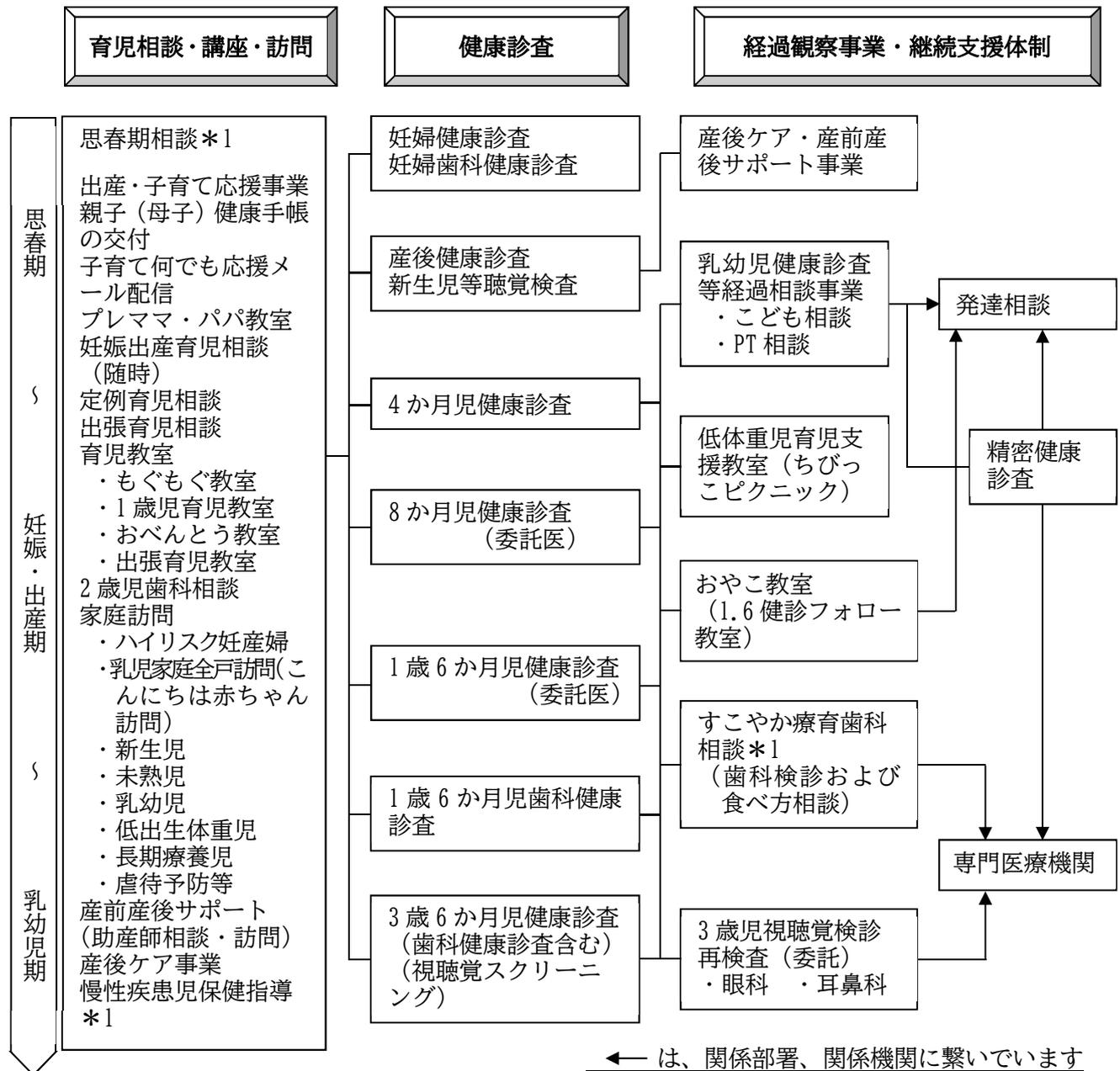
ケ. 産後ケア事業

医療機関や助産院等に委託し、出産後 4 か月になる前日までの母子に対しては宿泊型・通所型、出産後 1 年になる前日までの母子に対しては訪問型による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援を行う。

	4	5	6
申請者数	212	405	768
利用者延べ数	594	1,010	1,936

（母子保健係）

大和市すくすく子育て課母子保健施策体系図（令和6年度）



*1 厚木保健福祉事務所大和センター *2 医療健診課 *3 こども総務課

（母子保健係）

9. 青少年健全育成

(1) 青少年健全育成都市宣言推進事業

明るくたくましい青少年が育つ都市宣言

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。
青少年が自己の行動に自覚と責任をもち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

(昭和 57 年 4 月 1 日)

ア. 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法及び市条例に基づき、青少年の指導育成及び矯正に関する総合的施策の樹立と適切な実施に期するため、関係行政機関の連携を図ることを目的に設置されています。

また、「明るくたくましい青少年が育つ都市宣言」推進を目指して、青少年善行ほう賞及び青少年育成活動推進者表彰を行っています。

	内 容
7 月	第 1 回協議会 ・ 青少年問題に関する現状報告について ・ 令和 6 年度の主な青少年育成事業について ・ 第 52 回大和市青少年健全育成大会について ・ 青少年育成に関する各団体の取り組みについて
8 月	大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会 ・ 青少年育成活動推進者表彰について ・ 青少年善行ほう賞表彰について
10 月	第 2 回協議会 ・ 令和 6 年度大和市青少年健全育成大会被表彰者の選考について ・ 第 52 回大和市青少年健全育成大会について
11 月 23 日	第 52 回大和市青少年健全育成大会 ・ 青少年育成活動推進者及び青少年善行ほう賞表彰 ・ 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者の表彰 ・ 青少年健全育成作文発表（代表者朗読） ・ こども体験事業発表会

(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

イ. 都市宣言関連事業

第 52 回大和市青少年健全育成大会

青少年健全育成は、家庭・学校・地域社会が相互の連携を密にし、市民総ぐるみで取り組む必要があります。そこで、市民各層を主体とした多様な青少年育成活動を喚起し、幅広く市民へ啓発することで、青少年健全育成の効果的な推進を図ることを目的に開催しました。

日 時 令和 6 年 11 月 23 日 (土)

14:00 開式

会 場 大和市保健福祉センターホール

主 催 大和市青少年問題協議会
大和市・大和市教育委員会

内 容 青少年善行ほう賞表彰 個人 5 人
青少年育成活動推進者表彰 個人 10 人
青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰 32 人

(ア) 青少年善行ほう賞

青少年の、善い行いをほめたたえ、その善意をのぼし、自信を深めることで、明るい社会を建設する心を育てていくことを目的に表彰しています。

(イ) 青少年育成活動推進者表彰

青少年活動の推進力となって、積極的な活動を続けている方に対して、その功績に感謝の意を表し、青少年健全育成活動の発展に資する目的で表彰しています。

(ウ) 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰

市内公立・私立の小学校 5 年生、中学校 2 年生及び高校 2 年生を対象に、青少年健全育成に関する作文を募集し、応募者の中から 1 名の代表者を作文集「明るくたくましく」に掲載するとともに表彰しています。

(こども青少年育成係)

(2) 児童館管理運営事業

児童に健全な遊びを与えるとともに健康を増進し、かつ情操を豊かにする目的で市内に 22 の児童館を設置し、指導員のもとに様々な活動が行われています。

日常活動としては、手作り工作・人形づくり・切り絵などの工作や卓球・ゲームなどの遊びを児童自身が自由に選びながら活動をしています。

また、各館では自主事業として、卓球大会、体力ゲーム記録会や、子どもの日の集い・七夕・クリスマスなど季節の行事や伝承あそびなどが行われています。

児童館設置状況

児童館名	所在地	電話	施設面積(m ²)	敷地面積(m ²)	設置年月日
子 安	上草柳 9-11-20	263-4403	175.16	594.36	S48. 4. 1
上 和 田 東	上和田 2897	268-1770	170.10	543.67	S48. 6. 1
公 所	下鶴間 504-1	273-9481	140.93	951.90	H 1. 4. 1
中 央 林 間	中央林間 6-26-7	276-8121	129.72	986.48	H 3. 3. 1
緑 野	中央林間西 4-27-3	276-1816	130.95	1,000.00	S62. 4. 1
下 鶴 間	下鶴間 2516-2	276-3407	157.46	1,702.19	S56. 6. 1
南 林 間	南林間 7-14-24	276-3643	149.61	700.00	S59. 4. 1
鶴 間	鶴間 2-12-35	276-3736	143.77	1,015.05	S59.11. 1
西 鶴 間	西鶴間 2-4-20	276-3447	149.56	403.47	S57. 4. 1
深 見 北	深見 498-5	262-6030	136.37	964.44	H 3. 3. 1
上 草 柳	上草柳 5-3-11	264-0012	75.24	476.00	H 6. 4. 1
深 見 中	深見台 4-10-29	264-7611	148.66	751.10	S60. 4. 1
桜 森	桜森 3-5-21	264-7629	150.76	800.46	S61. 4. 1
草 柳	下草柳 552-1	264-1355	129.30	955.00	H 5.11. 1
深 見 南	深見台 1-9-19	262-2671	140.00	902.13	H 1. 4. 1
下 草 柳	中央 6-5-19	264-5110	154.36	560.82	S58. 4. 1
柳 橋	柳橋 2-12-2	268-8505	146.05	782.34	H 3. 3. 1
桜 丘	上和田 860-1	269-8047	159.46	782.02	S58. 4. 1
福 田	代官 1-22-3	269-9390	140.53	800.03	S62. 4. 1
上 和 田 西	上和田 2700-18	269-8317	146.14	759.00	S60. 4. 1
下 福 田	福田 611-1	268-1577	155.01	939.69	S57. 4. 1
下 和 田	下和田 791-2	267-8500	136.13	918.24	S63. 4. 1

※子安と上和田東は、児童館のみの単独館。その他の児童館は、大和市コミュニティセンターと併設。
(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

利用状況

児童館名	利用人数			児童館名	利用人数		
	年間	月平均	1日平均		年間	月平均	1日平均
子安	4,542	379	15	深見中	1,997	166	7
上和田東	3,015	251	10	桜森	5,347	446	18
公所	2,228	186	7	草柳	5,300	442	17
中央林間	4,073	339	13	深見南	3,436	286	11
緑野	7,511	626	25	下草柳	3,300	275	11
下鶴間	3,903	325	13	柳橋	2,572	214	8
南林間	7,638	637	25	桜丘(※)	1,432	286	14
鶴間	1,695	141	6	福田	4,240	353	14
西鶴間	4,311	359	14	上和田西	3,201	267	10
深見北	1,749	146	6	下福田	3,534	295	13
上草柳	2,213	184	7	下和田	2,282	190	7
				全館合計	79,519	—	—

(こども青少年育成係)

※桜丘児童館は、R6.8.11～R7.3.31まで工事の関係で閉館。月平均と1日平均は5ヶ月分として計算。

(3) こども食堂支援事業

共働き家庭やひとり親家庭等で夜遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」を少しでも減らし、子どもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を目的として、安価な料金で食事の提供等を行う「こども食堂」を運営する団体に、その運営費用の一部を補助しています。

こども食堂名	運営団体	令和6年度 実施回数/参加人数
	実施場所	
りんかんこども食堂	一般社団法人地域創生会	48回/931人
	中央林間 9-3-36 1階	
ももこごはん	特定非営利活動法人ももこ	12回/242人
	中央林間 4-10-14 ハウス中央林間 104	
南林間あかりのこども食堂	一般社団法人地域創生会	12回/252人
	南林間 1-6-1 TBC ビル八番館 1階	
子供食堂はぐく	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	23回/248人
	南林間 7-1-15 地域家族しんちゃんハウス南林間	
子供食堂はぐくドゥー	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	12回/259人
	南林間 6-7-3 地域家族しんちゃんハウス西鶴間	
わにわに食堂	特定非営利活動法人さくらの森・親子サポートネット	48回/1,352人
	桜森 3-4-13 桜森スクエアⅢ みんなのスペースわにわに	
クレイヨンピピー	社会福祉法人県央福祉会	12回/368人
	大和東 1-6-11 ナチュラルカフェクレイヨンピピー	

(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

(4) 放課後児童クラブ事業

ア. 公営及び委託民営放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病等により昼間、保護者が家庭にいない等の児童に対し、授業の終了後に小学校の
 余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、対象児童の健全育成を図ることを目的として、
 市内 19 小学校区すべてに公営及び事業委託した民営の「放課後児童クラブ」を開設しています。

公営及び委託民営放課後児童クラブ設置状況

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

児童クラブ名	所 在 地	電 話	開設年月日	入会児童数
中央林間児童クラブ	中央林間 9-54-1 (中央林間小内)	276-3579	S61. 4. 1	171
北大和児童クラブ	下鶴間 685 (北大和小内)	276-8142	S63. 4. 1	109
緑野児童クラブ	中央林間西 5-3-1 (緑野小内)	276-5175	S60. 9. 1	192
林間児童クラブ	林間 1-5-18 (林間小内)	272-1919	H10.10. 1	209
大野原児童クラブ	上草柳 7-4-26 (大野原小内)	264-7830	S61. 4. 1	118
大和児童クラブ	深見西 8-7-1 (大和小内)	264-3321	H 8. 4. 1	121
大和東児童クラブ	深見 1805 (大和東小内)	262-3388	H12. 4. 1	110
文ヶ岡児童クラブ	桜森 3-16-31 (文ヶ岡小内)	264-7974	H12. 4. 1	66
草柳児童クラブ	中央 3-6-1 (草柳小内)	263-0265	S60. 9. 1	54
深見児童クラブ	深見台 2-9-1 (深見小内)	263-8983	S62. 4. 1	106
柳橋児童クラブ	柳橋 1-17-7 (柳橋小内)	264-7817	S61. 4. 1	93
引地台児童クラブ	草柳 3-1-2 (引地台小内)	261-1914	H21. 4. 1	63
桜丘児童クラブ	上和田 832 (桜丘小内)	269-7339	S60. 9. 1	65
福田児童クラブ	福田 5-22-1 (福田小内)	269-7239	S60. 9. 1	99
上和田児童クラブ	上和田 2695 (上和田小内)	268-8755	H 3. 4. 1	44
渋谷児童クラブ	渋谷 7-10 (渋谷小内)	269-7340	S60. 9. 1	118
下福田児童クラブ	福田 570 (下福田小内)	269-5216	S61. 4. 1	107
学童保育レインボー クラブ※	南林間 9-1-24 (南林間小学校区)	276-5525	S57. 4. 1	77
西鶴間わんぱく児童 健全育成クラブ※	南林間 1-13-3 (西鶴間小学校区)	276-5612	S56. 4. 6	84
入会児童数合計				2,006

※市からの業務委託による運営

(こども青少年育成係)

イ. 民営放課後児童クラブ

公営及び委託民営放課後児童クラブに入会できない（入会保留）児童を受け入れた、9ヶ所の民営放課後児童クラブに補助金を交付しています。

民営放課後児童クラブ設置状況

（令和7年5月1日現在）

児童クラブ名	主な小学校区	所在地	電話	設立年月日	入会児童数
あさひキッズクラブ	中央林間小	中央林間 4-21-3	208-4111	H27. 4. 1	11
WARABE キンダーハウス	北大和小	下鶴間 413-5	273-0038	H17.10. 1	71
つきみ野学童クラブ HAPPY KIDS CLUB	北大和小	下鶴間 423-1	283-0660	H20. 4. 1	29
レインボークラブ つきみ野	北大和小	つきみ野 2-7-4	409-0508	H31. 1. 1	61
レインボークラブ 緑野	緑野小	中央林間西 5-4-43	204-8512	R 5. 4. 1	42
レインボークラブ 林間	林間小	林間 1-5-8	070-1263-0684	R 7. 4. 1	28
あかりのまなび舎	林間小	南林間 1-6-1	080-6427-5656	R 6. 4. 1	24
地域家族しんちゃん ハウス（南林間）	南林間小	南林間 7-1-15	275-7955	H13.10. 1	68
地域家族しんちゃん ハウス（西鶴間）	西鶴間小	南林間 6-7-3	207-4693	H26. 4. 1	101
入会児童数合計					435

（こども青少年育成係）

(5) 親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）

親子で大和市の史跡、名所を歩き、郷土愛を深め育てながら、チームワーク、注意力、決断力を養い、親子のふれあいを深めることにより青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年指導員連絡協議会に事業を委託して開催しています。

日時 令和6年7月13日（土）

コース 下福田小学校をスタートする3コース（4km、6km、8km）

応募者 460人 124チーム

当選者 391人 108チーム

内容 2～7人の親子を一組とし、コマ地図に従い歩き、チェックポイントの問題に回答しながら、ゴールを目指します。順位は、隠しタイムや、各チェックポイントの得点などで競います。

（こども青少年活動推進係）

子ども・子育て支援

(6) こども体験事業

子どもたちが、様々な体験を通して、豊かな感性やリーダーシップ等を育み主体的に活動できる青少年を育成することを目的に実施しています。令和6年度については訪問先を福島県会津地域とし、食べることの意味や大切さについて考えるとともに、歴史探索や農業体験、農泊体験など様々な体験を行いました。

また、宿泊研修での体験を振り返り、感想や学んだことを青少年健全育成大会で発表しています。

事業内容 2泊3日の現地宿泊研修以外に、事前研修2回、事後研修3回、活動発表を実施

実行委員会 一般公募による高校生以上の青少年6人、青少年育成活動や事業に関する専門的な知識を持つ団体などの団体代表5人、計11人で構成される実行委員会を組織し、事業の企画・運営を委託して実施

参加者 小学生22人、中学生8人（※参加者30名のうち1名途中辞退）

（こども青少年活動推進係）